

## 第6回 投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和2年2月12日（水）9:00～11:00

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

3. 出席者：

（委員）小林喜光（議長）、高橋進（座長）、武井一浩（座長代理）、佐久間総一郎、夏野剛、岩下直行、竹内純子

（専門委員）石岡克俊、井上岳一、鶴瀬恵子、落合孝文、増島雅和、村上文洋

（政府）大塚副大臣

（事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、森山規制改革推進室次長、小見山参事官、小室参事官

（ヒアリング）

<放送を巡る規制改革>

文化庁著作権課長 岸本 織江

文化庁著作権課著作物流通推進室長 日比 謙一郎

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長 三島 由佳

GALAC副編集長・元TBSコンテンツ事業局長 氏家 夏彦

（一社）映像コンテンツ権利処理機構 理事、（一社）日本音楽事業者協会 専務理事 中井 秀範

（公社）日本芸能実演家団体協議会 常務理事 椎名 和夫

（一社）日本レコード協会 常務理事 高杉 健二

日本放送協会 知財センター長 梶原 均

（一社）日本民間放送連盟 理事待遇番組・著作権部長 田嶋 炎

（株）テレビ東京ホールディングス 法務統括局 番組契約部長 丸田 晋

<スタートアップを促す環境整備>

森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 増島雅和

新経済連盟 事務局政策部長 小木曾 稔

新経済連盟 事務局政策担当 藤井 要

4. 議題：

（開会）

（1）放送を巡る規制改革

（2）スタートアップを促す環境整備

（閉会）

5. 議事概要：

○小見山参事官 それでは、定刻より若干早いのですが、委員の方とプレゼンターの方、皆さんおそろいですので規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループを今

から開催申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、小林議長にも御出席いただいております。

また、大塚副大臣については、遅れて御参加ということでございます。

また、所用により、大槻委員は御欠席ということでございます。

報道関係者の方は、いらっしゃらないですね。いらっしゃいましたら、ここで退室をお願いいたします。

それでは、ここからの進行を高橋座長にお願いします。

よろしく申し上げます。

○高橋座長 皆様、おはようございます。

本日の議題は、議題1が「放送を巡る規制改革（フォローアップ）」。

議題2が「スタートアップ促す環境整備」です。

では、議題1「放送を巡る規制改革（フォローアップ）」です。

コンテンツの権利処理の円滑化に向けた議題等について、GALAC副編集長・元TBSコンテンツ事業局長の氏家様、映像コンテンツ権利処理機構理事の中井様、日本芸術実演家団体協議会常務理事の椎名様、日本レコード協会常務理事の高杉様から御説明をお願いしたいと思います。

また、本日は、NHKの梶原様、日本民間放送連盟の田嶋様、テレビ東京ホールディングスの丸田様、総務省、文化庁にも御出席いただいております。

それでは、まず、GALAC副編集長の氏家様より御説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○GALAC（氏家副編集長） よろしく申し上げます。

時間がないので、早速、説明に入ります。

まず、資料の1ページ目の「テレビ離れが進んでいる」というグラフを御覧ください。

これは、1日に15分以上テレビを見た人の性別、世代別の割合です。

オレンジの折れ線は、2010年とありますが、これは2005年の間違いです。

ということは、この3本の線は10年ごとのデータになるわけですが、減少幅は拡大していて、テレビ離れが加速しているのが分かります。

特に、2015年の緑のラインですけれども、これの10代、20代は、幼いときからネット環境で育ってきた、いわゆるZ世代と言われる世代で、このテレビ離れが顕著になっています。

この調査は5年ごとなので、今年が調査年に当たりますから、どんな結果が出るのか気になるところです。

テレビ離れが起きる理由ですけれども、テレビ放送が、結局、不便で時代後れだからということに尽きます。

テレビ放送は、テレビのある場所で、その時点で放送されているものしか見られません。

これに対してネット動画は、いつでもどこでも、スマホでもテレビ画面でも見たいものを探して見ることができます。Z世代だけでなく、30代、40代も、この便利なネット動画に慣れてしまっているのが実情です。

このテレビ離れをしてしまった人たちに番組を見てもらうには、その人たちがいる場所、つまりインターネットに番組を出すしかありません。ところが、テレビ番組のネット配信に関しては、世界の中でも日本は後進国と言えます。

2枚目の資料を御覧ください。

イギリスでは、BBCが2008年から同時配信と見逃し配信を始めました。日本は12年も後れているということになります。

昨年からは、BBCと民法のITVが共通のプラットフォーム上で、サブスクリプションで配信をしています。

3枚目の資料を御覧ください。

ネット配信サービスの会員数の比較ですけれども、上の2つがキー局系の有料動画配信サービスですけれども、既にNetflixやアマゾンにユーザー数で負けています。

さらに、Netflix、アマゾンの資金力が桁違いなことがあります。例えば、ドラマ1話の制作費は日本の数十倍ですし、現在、日本のアニメ番組を法外な値段で調達していることもよく知られています。このままでは、圧倒的な資金力を持つNetflixアマゾンにユーザーやコンテンツだけでなく、動画市場も、そして番組を作る製作者も奪われてしまいます。

さらに5Gのスタートが迫っています。5G普及の鍵は、ゲームと動画配信だと言われています。既にGoogleやApple、そして日本の通信キャリアなど多くのプレイヤーが動いています。ここ数年で一気に環境が変わります。

そして、提案ですけれども、以上、見てきたような状況ですから、テレビ番組のネット配信強化は本当に待ったなしで、全ての利害関係者にとって、極めて重要な共通の課題です。まず、この認識を共有すべきだと思います。

そして、この共通課題を解決するために、立場は違っても全員が努力するという意識を共有すべきです。

放送番組をネット配信する際の大きな障害の中の1つは、権利処理の問題です。

そこで、以下のような検討を行うことを提案します。

まず、1つ目は、簡素な権利処理です。番組を配信するには、放送とは別に許諾が必要になっていて、二重の権利処理手続が必要です。

例えば、ドイツでは同時配信を放送とみなされておりまして、二重処理は不要になっています。

これを参考にして、著作権法上の放送に同時配信を含めて、放送と同時配信を同一とみなすという方策を検討すべきだと思います。

また、ドイツでは、利用許諾の推定ができるという制度がありまして、同時配信だけで

なく、見逃し配信でも事実上権利処理が不要になっています。

日本でも、許諾について推定を認めるという検討してはどうでしょうか。視聴者からすれば、番組を見るときに、それが放送だろうが、同時配信だろうが違いはない、見分けがつかないのですから、同一の権利書にしてもいいのではないかと思います。

2つ目は、拡大集中許諾制度の導入です。

権利者団体に属さないアウトサイダーの権利処理が困難だという問題があります。

そこで、集中管理団体と同じ条件でアウトサイダーの著作物を利用できるようにするという拡大集中許諾制度の導入を提案いたします。

既にイギリスやスウェーデンなど、北欧諸国では導入されているそうです。

3つ目は、裁定制度の改善です。

連絡の取れない権利者の著作物を利用する際には、利用者が相当の努力を払えば利用可能になるという裁定制度は既にありますけれども、その手続が余りにも煩雑過ぎて、利用は進んでいません。この手続を簡素化すれば、昔の番組などのネット化というのが進むのではないのでしょうか。

4つ目としては、放送局と権利者との契約に標準的な約款を導入したらどうかというものです。

番組のネット配信を進めるには、初回放送のときに、ネット配信についても同時に契約するのが望ましいのですが、既にNHKさんとaRmaさんでは標準的な契約約款が整備されているというお話を聞いております。これを民放にも拡大するという議論の場を設定してはどうでしょうか。

そして最後に、ローカル局への権利処理の支援です。

キー局や準キー局は、既に動画配信の権利処理の実績も重ねていますが、ローカル局の中には権利処理の実務経験や知識がないところもあります。

TVerでは、ローカル局の番組を配信する際には、系列のキー局が面倒を見ているそうですけれども、独立局の問題もあります。

権利処理のノウハウなどを気軽に相談できる窓口を設けるなど、ローカル局支援の仕組みを構築してはどうでしょうか。

以上が提案です。

最後に、半年後の東京オリンピック、これは同時配信や動画配信を促進するチャンスですけれども、このオリンピックが終了した後に元に戻ってしまえば、ユーザーに見放されてしまい、テレビ離れは、さらに加速してしまいます。ゆっくり検討を進めている時間はもうないと思います。それぞれの関係者が立場の違いを乗り越えて、正しい危機感と当事者意識を明確に持って課題解決に真剣に努力することが、今、必要だと思います。

ネット配信の強化は、視聴者にも制作者にも権利者にも大きな恩恵をもたらすはずで

以上です。

○高橋座長 氏家様、ありがとうございました。

続けて、本日プレゼンをいただく3団体様には、氏家様の御提案に対するお考えを中心に御説明いただくよう、事前に資料を作成していただきました。

それぞれ5分程度でお願いできればと思います。

まず、aRmaの中井様より御説明をお願いします。

○aRma（中井理事） 中井でございます。

1年前の3月にも、この場でお話をさせていただきました。

その折には、同時配信に関しましては、法定許諾あるいは強制許諾のような制度的なものを設けて、許諾権は留保したまま、よほどの特別の事情がない限りは、そのまま配信するという御提案しましたが、そのまま1年間、そういう動きにはならなかったということ、まず、御説明しておきます。

そのときにも申し上げましたが、ケーブルテレビとか、NTTひかりなどIPマルチキャストでは、既に同時配信を行っているわけでございます。

これは補償問題になっているのですが、私どもといたしましては、これに、今、NHKさんとか、民放さんがお考えになっている、民放さんは、まだ、ビジネスモデルを出しておられません、ほとんどが見逃しと、スタートオーバーがセットになっているということなのです。

スタートオーバーといいますのは、番組が始まって数十分経ってから見始めても頭から見るができるというサービスでございます。ですから、同時からはちょっと時間がずれてしまうということで、著作権法上は許諾権が働く配信になるのではないかと考えておりますが、先ほどちょっと氏家さんのほうからも御紹介をいただきましたが、NHKさんとは、一応契約といいますか、大枠で合意いたしまして、出演契約に含めるという形で進めております。

これは3年ぐらい前からずっと総務省のワーキング・グループでも語ってきたことなのですが、映像実演の場合、放送するとき、大体出演許諾時に、今は見逃し配信の許諾を同時に取っております。

したがって、ほとんどの新しく作る番組にとっては、ほぼほぼ同時配信に関しても問題ないと思っております。

多分、問題になるのは再放送、つまり、放送の時点で同時配信あるいは見逃し配信の許諾を取っていない場合に問題になるということなのですが、これにつきましてもNHKさんとは既に合意済みでございますので、そのフレームを民放さんとも共有できればと思っております。

これにつきましては、aRmaで包括的な集中処理スキームで対応可能でございます。

それから、一番大きな問題である不明権利者問題なのですが、氏家さんおっしゃったように、裁定制度をもっと簡便にしないとなかなか利用者が進まない。

特にNHKさんなどは使われておるのですが、民放さんほとんど使用されていないということは、やはり制度自体にちょっと使いにくいところがあるのではないかなと、もっと簡

便に使えるようにしたほうがいいのではないかなと思っております。

それから、拡大集中許諾制度というものに関しましては、やはり非常に導入を前向きに検討すべきだと考えております。

これがないと、やはり権利処理の運用が非常にもたついてしまいますので、こちらに関しても、我々としては前向きに検討しているということでございます。

3 ページ目のほうの、その他の重要な論点でございますが「音楽実演と異なり」と書いていますけれども、CDの場合、一度パッケージに固定されたものを二次使用するということなのですが、映像実演に関しましては、一次実演でございますので、例えば生放送で、ちょっと後で炎上するような発言をしてしまった場合とか、あるいはVTR出演をしたのだけれども、意図とは違う使われ方をしたとか、番組内での取扱い方が非常に問題のある取扱い方があったというときに、同時配信はともかく、見逃しとか、アーカイブは困ります、みたいなことは、現実問題として非常によく起こる話なので、ここについては、十分な配慮をしていただきたいと思っております。

実演家側の意に反するような使用のされ方は困りますということを申し上げておきたいと思えます。

あと、どうしても、タレントとか、プロダクション側のパワーにも依存するのですが、済みません、時間が来てしまいましたので切り上げますけれども、弱い立場で契約を結びつけられるようなことがないように、つまり、配信が嫌なら、出演してもらうのは困るよ、みたいなことがないようにしていただきたいということ。

あるいは、放送局以外の制作プロダクションの制作の場合、著作権法上の放送事業者に当たらないから、うちは全部権利を持っていくので、一々あなたたちの許諾を取る必要がないというようなことをおっしゃる方がいますが、それもいささか暴論の誹りを免れないと思えますので、是正していただきたいということ。

それから、ローカル局対応につきましては、私どものARMSという申請管理システムをローカル局に対応することによって、十分対応できるのではないかと考えております。

その後ろには、資料を付けておりますので御参考ください。

どうもありがとうございました。

○高橋座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして芸団協の椎名様より御説明をお願いします。

○芸団協（椎名常務理事） ありがとうございます。

本日は、このような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

中井さんと同じく規制改革会議のほうは、僕自身は、一人で伺ったときを含めて4回目ということになります。

御説明を申し上げます。

まず、前提となる考え方について申し上げますが、知財計画2019や規制改革推進に関する第5次答申では、同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど、制度改正を含めた権利処

理の円滑化について具体的な検討を行うことが盛り込まれました。

この「等」でございますが、なぜ「等」とつuitたかという、同時配信に端を発したわけではありますが、この問題は、外国の制度等から比べますと、公衆への伝達というジャンルの権利が、日本の場合、非常に海外との齟齬があると。そのために様々な問題が生じているという問題意識を申し上げまして、そういうことであれば、同時配信等ということで答申を作ってはどうかというようなことで「等」をつけていただいた経緯がございます。

皆様も御承知のとおり、5G時代を迎えて、通信と放送の融合が進展する中、放送コンテンツのネット同時配信だけでなく、広く放送型の配信サービス、これは、いわゆるリニア配信というような言い方をしますが、私どもは、これをウェブキャストと呼んでおります。

こういう新しいサービスが一層普及することが想定されておまして、新たな時代に適切に対応した検討を行うためには、放送コンテンツのネット同時配信だけではなくて、ウェブキャスト全般に関わる権利処理の円滑化についても検討することが非常に重要であると考えております。

次のページでございますが、本題なのですが、音楽の実演についての集中管理の現状ということで、放送や有線放送や、有線放送による同時再送信については、報酬請求権が与えられておまして、著作権法上、文化庁長官が指定する団体がある場合には、当該団体によってのみ権利行使ができると。

すなわちアウトサイダー問題が生じない仕組みになっているわけです。サイマルキャストや、その他のウェブキャストについては許諾権ということになっています。

サイマルキャストについては、管理事業法のもとでの集中管理がされており、放送局が集中管理団体との包括契約により許諾を得ることができるけれども、これは委任者の処理しかできないということで、本質的にアウトサイダー問題が生じるという構造がございます。

その他のウェブキャスト、例えばアベマTVですとか、スマート有線のようなサービスについては集中管理自体もありませんので、個々の権利者から許諾を得て利用する必要があると。つまり円滑に利用できない分野ということになります。

いずれの利用も、放送に極めて近い利用ではありますが、伝送路が違うということで、制度が違ってくるところで課題が生じているということでございます。

実演家すなわちアーティストにとって大事な要素として、集中管理されていない分野においては、必ずしも公平な対価を受け取れていないという問題もございます。

これは後ほど御説明しますが、このような日本の制度を国際条約からどう見たらいいかということが、4ページでございます。

WPPT上では、②の有線放送から⑤のその他ウェブキャストまで公衆への伝達という1つの概念で整理しておまして、公衆への伝達については、原則、報酬請求権による保護を与えていると。

ところが日本の場合は、有線放送は報酬請求権、レコード演奏・伝達権はなし、サイマルキャストや、その他ウェブキャストについては許諾権と、非常にアンバランスな状況になっているということでございます。

次の5ページでは、海外主要国の状況をまとめておりますが、詳細の説明は割愛いたしますが、御覧のとおり、いずれも国も集中管理によるワンストップでの権利処理を可能とし、50対50という欄がありますが、レコード製作者と実演家が公平な対価を獲得できる制度を有しております。

あくまで権利を許諾権としながら、強制許諾によってワンストップでの権利処理を可能とするアメリカの例もございます。

こういった諸外国の例は、大いに参考になると思っておりますが、次のページへ行っていただきまして、本件は文化庁さんにおいても検討が進められておりますが、その中で制度改革が必要だとする意見は多くございましたので、紹介させていただきます。

NHKさんからはアウトサイダー問題は、情報集約化では対応できないのではないかとというようなこと。

レコード協会さんは、現行制度下で十分対応できると主張されておりますが、中小のレコード製作者、いわゆるインディーズレベルの協会からは、なかなか使ってもらえないことに日頃から頭を悩ませていて、適正な対価の支払いがあるのであれば、円滑に利用できる制度を構築することに賛成である。

その他の委員からも放送の同時配信だけでなく、広くウェブキャストについて権利処理円滑化を検討すべきというような御意見が出ております。

最後のページになりますが、レコード産業が若干低迷する中で、ウェブキャストはユーザーに新しい音楽との出会いを提供し、音楽接触率の向上については音楽市場の拡大に資するということの効果があると思っております。

しかし、現行制度のもとではアウトサイダーも生じているほか、広範な集中管理が実現していないという実態がございますので、したがって同時配信の議論だけではなく、広くウェブキャストにおけるレコードの利用について、放送と同様に集中管理によるワンストップでの権利処理を可能とし、実演家が公平な対価を獲得できる制度を構築する必要があると思っております。

済みません、長くなりました。

○高橋座長 ありがとうございます。

続きまして、レコード協会の高杉様より、御説明をお願いします。

○日本レコード協会（高杉常務理事） レコード協会の高杉でございます。

今、芸団協さんのほうから、ウェブキャストのお話ございましたけれども、必要があれば、別の適切な場で意見表明の機会をいただければと思っております。今日は、ウェブキャストにつきましては、レコード協会は、2年前の2018年の3月に既に集中管理をすることを機関決定しておりまして、実演家団体と協議中であるということだけ



申し添えたいと思います。

本論でございますけれども、1ページを御覧いただきたいと思います。

レコード原盤権に関する契約実務ということで、法律と実際の運用をまとめたものでございますけれども、時間がございませんので、上の黄色囲みのところでございますけれども、放送番組に係るレコード原盤権の処理は、放送及び放送用複製に加えまして、インターネット送信につきましても、既に、日本レコード協会が一括して集中管理をしているということを、まず、お話をしたいと思います。

詳細は割愛しますけれども、ちょっと飛びまして4ページの参考資料の②を御覧いただきたいと思うのですが、こちらにありますとおり、私どもで、今、管理をしておりますレコード製作者は745社でございます。これは、レコード協会会員社は61社でありますけれども、インディーズの団体などを含めまして、それから直接団体に加盟しないレコード製作者もありまして、合わせて745社から委託を受けております。

放送の二次使用料につきましては、レコード協会しか管理できないわけでございますが、併せて、放送番組のネット配信についても745社、全社が預けているということでございまして、したがって、ここの部分についてアウトサイダーの問題はないということなのです。我々に権利を預けていないレコード製作者がいるとすると、そこにアウトサイダー問題が、一応、想定されるということだけ御理解いただければと思います。

戻っていただきまして、2ページ目を御覧ください。

今日のテーマとしては、氏家さんのほうから御提案があったことに対して、回答ということでございましたので、まとめております。

1番上が総論でございますけれども、2006年から集中管理を開始しておりまして、その枠組みの中で、NHKと民放さんの放送番組の配信は安定的に実施されていると認識しております。

したがって、現行法のもとで、引き続き集中管理を促進していく枠組みが一番適当ではないかと考えております。

御提案の1、簡素な権利処理でございますけれども、これにつきましては、既に私どもの認識としては実現済みでございます。

NHKさんとの間では2020年度まで、放送の契約と併せて配信の一体の契約を締結済みでございますし、民放連さんとの間でも、2022年度まで締結、いわゆる放送と無料見逃し配信一体の契約を2022年度まで締結することについて、既に合意済みでございます。

それから、数年前まで放送番組の海外展開に当たって、レコード原盤権の処理が問題になっておりましたけれども、これにつきましても放送局さんと話し合いをいたしまして、今、放送の契約と併せて、海外でのストリーム配信についても、集中管理に取り込んでいくということでございます。

2番目、アウトサイダー問題でございます。

拡大集中許諾の御提案がございました。これにつきましては、検討することについては

賛成でございますけれども、先ほど申しましたとおり、レコードについては、アウトサイダーは、それほど多くないと認識しております。

NHKさんの調査で、大体4%ぐらいと聞いておりますけれども、私どもがインディーズのレコード製作者を、もう既に取り込んでいるということと、あるとすると、放送の委任もしないアウトサイダーが想定されるわけでございますけれども、放送の部分はレコード協会しか管理できませんので、仮にアウトサイダーが出たときも、放送の委任と併せて、我々の方で、アウトサイダーを取り込めると考えております。

これについては、放送局さんとの契約の中で、アウトサイダーから権利行使があった場合は両者間で対応するという事で合意しております。

あと、裁定制度でございますけれども、これについては、近年、改善が図られておりますが、必要性があるかどうかの議論をすることは賛成でございます。

4つ目は、レコードについては、余り該当しないと思うので割愛します。5つ目のローカル局支援でございますが、ラジオについては、radikoを通じまして、既に95局のラジオ局が配信に参加しておりますし、テレビについても、今回はTVerを包括契約に取り込むことになりましたので、ローカル局も参加できる枠組みが実現できていると考えております。

最後に、参考資料の①でございますけれども、これが送信可能化権の徴収額の実績でございます。2018年で5億5500万円までなっており、既にライセンス市場が形成されているということでございます。

このように放送番組におけるレコードの権利処理の円滑化でございますけれども、権利者と放送局の間で、権利処理ルールが既に民民で形成されておりますので、民民での協議では乗り越えられない課題について、議論を集中的にしていくべきだと考えております。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、以上の説明について、NHK様、民放連様、テレ東様、それから、総務省、文化庁より、何かコメントがございましたら、お願いしたいと思います。

どうぞ。

○NHK（梶原知財センター長） NHKの梶原です。

一言お話しさせていただきたいと思います。

氏家さんの御提案ですけれども、これについては、NHKも、これまで、随分前から文化庁さん等に要望してきたことです。

同時配信を放送とみなすということについては、NHKとしては十数年要望してきて、ようやく文化庁で議論が始まったというところでございます。

あと、拡大集中許諾制度も、アウトサイダーの問題、特に不明権利者の問題等を解決するためには、1つ大きな検討課題だと思います。

そういった中で思うのは、番組のジャンルによっていろいろ異なる課題があるのかなと思います。

ここで氏家さんが述べられていない課題としては、例えば、ドラマ番組について、今日、御出席いただいている権利者団体との間では、ほぼ権利処理ルールはできていますけれども、特に原作の問題、これは何かというと、やはり文藝家協会という団体があるのですけれども、集中管理がほとんど進んでいなくて、恐らく、今、テレビ番組の原作で、文藝家協会さんが管理している原作というのは、かなり少ないと思います。

そういった中で、集中管理の進んでいない分野をどうやって集中管理を進めるのかというのが大きな課題なのかなと思います。

拡大集中許諾制度を導入するに当たっても、やはり集中管理が進んでいないと、拡大集中許諾制度の導入というのは難しいと思いますので、もう一つ、権利者団体による権利の集中管理というのは、1つ大きな課題かなと思っています。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

丸田様、どうぞ。

○テレビ東京ホールディングス（丸田番組契約部長） テレビ東京ホールディングスの丸田と申します。

本日は、在京5社を代表いたしまして、権利担当者の立場から発言させていただきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

まず、氏家様から御提案いただきました、簡素な権利処理につきましてですが、テレビ番組のネット配信強化に当たって、現在、複雑な運用となっている権利処理を簡素化することには大いに賛同いたします。

私ども在京キー5社は、テレビ番組のインターネット配信、特に同時配信等を難しくさせている権利処理上の根源的な理由は、放送と配信は異なる権利として扱われているということに起因していると思っております。

今後、技術の発展とともに、放送が高度化されていく中で、放送波なのか、インターネット経由なのかという伝送路の違いは意味をなさなくなるだろうと考えております。

利用者にとっても、同一のデバイス上で、テレビ番組を放送でもインターネット配信でも同様に楽しめるはずが、一方では権利の問題で蓋が発生して、品質の劣化したコンテンツが並ぶというような事態を避けるべきではないかと考えております。

総務省さんから免許をいただきまして、厳格な放送基準のもと放送を行っている放送局が、放送を補完するような形で行うテレビ番組のインターネット配信については、放送サービスの一形態と位置づけて、まとめてワンストップで権利処理ができるような法改正や仕組みづくりをぜひとも検討いただきたいと考えております。

それから、拡大集中許諾制度の導入についてなのですが、権利者団体に属さないアウトサイダー問題を解決するために、拡大集中許諾制度や強制許諾の仕組みづくりを検討することには、賛同いたします。

一方で、NHKさんもおっしゃっていましたが、私ども放送局は非常に多岐にわたる権利

物を大量に利用して日々の番組を制作・放送しております。

NHKさんは、原作の話をしていただきましたが、原作に限らず、写真、記事、映像等の借用素材や絵画、美術品など、現在、集中管理を行う大きな権利者団体さんがいない分野についてもカバーをしていただく必要があるのではないかと考えております。

それから、裁定制度の改善についてですが、過去の放送番組の流通という観点からは、裁定制度の抜本的な見直しを検討する価値は一定程度あると考えておりますが、不明権利者がいるような古いコンテンツは一般的に市場価値が低いので、仮に裁定制度が抜本的に改善されて格段に使いやすくなったとしても、民放局では利用する機会が少ないのではないかなと考えております。

それから、放送局と権利者の契約に標準約款を導入するという御提言についてですが、この標準的な契約約款を作成するという点については、問題の解決には寄与しないのではないかと、現時点では考えております。

契約約款において、最初にお支払いする対価の許諾範囲に、放送に加えてネット配信を含むようにしていたとしても、権利者の方は、それを拒むことができますので、余り標準約款の導入というのは、意味をなさないのかなと考えております。

また、一部の権利者団体さんとは、初期のギャランティに含む許諾範囲をおおよそ取り決めておりますので、現状のビジネス実態にも即していないのではないかとということで、権利者の皆様と放送局は共存共栄の関係であって、一方的に放送局側が広く権利を取得するような進め方というのは、私どもとしては、したくないと考えております。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

ほかには、よろしゅうございますか。

それでは、以上を踏まえて質疑応答に入りたいと思います。

質問のある方は、ネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。

本日は、委員、発表者ともに多くの方に御出席いただいておりますので、時間も限られておりますので、案件ごとにまとめて質問を集めた後、回答もまとめていただければと思います。

なお、質問と回答は簡潔にお願いいたします。

まずは、氏家様の提案のうち、簡素な権利処理と拡大集中許諾制度の導入、この2点に関して御質問がありますでしょうか。

ちょっと私からもネームプレートが見えないので、もし、私の右から見て、増島専門委員の方から、こちらに沿って御質問ある方は、お願いできればと思います。

いいですか。

こちらから、夏野さんから、あれば、お願いします。

○夏野委員 簡素な権利処理については、割と、もう大丈夫ですというようなことをおっしゃっている方もいらっしゃるのですけれども、現実問題として、テレビ番組のほとんどがネット配信に、特に人気番組、人気ドラマ等が出てきていない状況があって、出てきて

いない状況がなぜ起こるのか。何をすれば、その状況が解消できるのかというのを、どなたにお聞きすればいいのでしょうか、御意見のある方がいらっしゃったら、現実問題として出てきていない現状を、どういうふうにか考えるか、どうしたら改善できるかというのをお聞きしたいのですけれども。

○高橋座長 では、佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員 私自身の確認にもなります。まず、説明ありがとうございました。

aRmaさんの説明に関して、確認なのですが、先ほどのお話を聞いていると、氏家様が提案している簡素な権利処理、これは著作権法上の対応ということになるかと思うのですが、それは必要がないという御意見だと、こういう理解でよろしいのでしょうか。その場合、それは、なぜ、そう考えておられるのかという点。

それと、それは諸外国と比べて、日本の場合、何か特別な事情があるのか、これについて教えていただければと思います。

○高橋座長 ありがとうございます。

落合専門委員、どうぞ。

○落合専門委員 では、落合のほうから何点か聞かせていただきます。

今の御質問にあった簡素な権利処理についてなのですけれども、aRmaさんとレコード協会さんに、私も意見を伺えればと思っておりました。

そのほか、4、5点ぐらいありますので、質問させていただければと思います。

同時配信と放送の同一化ということについてなのですけれども、放送番組をテレビと携帯電話でそれぞれ見るということについて、ユーザー側の視点からいたしますと、同じように見たいという部分があると思います。しかし、著作権法上の取扱いが異なるというのは、最終的なエンドユーザーからすると分かりにくいのではないかと考えております。

氏家さんのプレゼンのほうには、ドイツの場合ですと、同時配信をする場合には、一般的な放送と同じように整理されているということでした。他方で、日本では、この方法の違いによって、著作権法上の整理が異なっているようです。処理方法を別々にすることが、今の時代に、ユーザー獲得についてお互いに競争する関係にある部分もあるのに、合理性がない部分もあるのではないかと考えられます。aRmaさんとレコード協会さんに伺えればと思いました。

そのほかにも、放送事業者のNHKさんと民放連さんに伺いたいと思います。幾つか氏家さんから御提案をいただいていたのですけれども、氏家さんの御提案について、放送事業者としては、同時配信と放送の同一処理、報酬請求権化ですとか、許諾推定といった点について、それぞれ重要な提案だと思いますので、明確にどう考えられるかお教えてください。賛成される方向性でしょうかということをお伺いしたいと思います。

さらに、拡大集中許諾制度についてなのですけれども、実際に文化庁の審議会の中で著作権分科会の基本問題小委員会の中で検討しようということが言われてから、検討というのが十分に行われていないという状況のように思います。規制改革の実施計画の中でも、

必要な見直しを行うということについて明記されていますけれども、文化庁で十分議論がされていないのではないのでしょうか。

権利者の3団体におかれて、それぞれaRmaさん、レコード協会さん、それと芸団協の3団体で検討を進めることには御賛成をされているのではないかとも思うのですけれども、なぜ、この検討が進んでいないのかということについて、お分かりになるところがあれば教えていただければと思います。

最後なのですけれども、放送事業者のスタンスとして民放連さんのほうは、原作に限らず他の分野もカバーが必要ということをおっしゃられていました。これに対して、NHKさんのほうが、原作がある場合に課題があるという言い方をされていました。原作に限らずという言い方を民放連さんのほうもされていたので、NHKさんは原作に限らず賛成ということなのか、そう捉えていいのかというのをNHKさんに伺えればと思います。

以上です。

○高橋座長 岩下委員、どうぞ。

○岩下委員 どうもありがとうございます。

すみません、私は、この分野は素人でございますが、今のいろいろな質問を絡めて、1点だけちょっと疑問に思っていることを、どなたかにお答えいただきたいのですが。昨日、韓国の映画「パラサイト半パラサイト 半地下の家族」がアカデミー賞を受賞して、非英語圏の芸術作品としては初の、すばらしいことが起こったわけですが、なぜ韓国が、そういう立派な映像を撮るようになったのか。あるいは、日韓関係の問題もありまして、最近はそのなにも多くありませんが、民放さんもNHKさんも、一頃、大量の韓国コンテンツを流しっぱなしにしましたよね。

韓国コンテンツは放送で非常に流しやすいという話を聞いたことがあります。各種の別メディアにする場合でも、オールライツと言うのですか、全ての権利を作品制作のときに、一気に許諾していて、出演者であるとか、脚本家であるとか、そういう人たちが権利を様々な用途に使うことについて、売り切りをしてしまうので、その後の流通が極めて容易になる。そのために世界的に流通しやすいのだという話も聞いたことがあります。

その結果、アカデミー賞に繋がったのだとすれば、大変すばらしいことです。逆に言うと、日本がそうになっていないということは、日本の芸術、日本の芸能を演じる方々、あるいはその制作する方にとっても、とても悲しいことだと、私は思うのです。日本の場合、韓国と同じようなことはできないのでしょうか。それができないとすると、それは規制庁、例えば、文化庁さんのほうの問題なのか、それとも今日お話にあったような、権利者さんの権利の合意がなかなか取れないということが原因なのか、どちらに原因があるのかということについて、御説明をいただければと思います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○高橋座長 続きまして、増島専門委員、お願いします。

○増島専門委員 ありがとうございます。

これは、文化庁さんが、制度的にもしくはご意志としてやられたいと思われていることは何なのかという観点でありますけれども、世代やテレビ離れという話で申し上げます、我が家を見ている、テレビが流れていても、子供はネットの動画を見ている、こういう話になっているので、コンテンツにも、もちろん映画があるのだと思うのですが、今、主張されているのは、基本的にテレビで映しているものをネットでも放送できるべきだと、ここにとどまっています、要するに、コンテンツ全体をどうにかするべきだという話、もしくは、先ほど、外国のネットフリックスがいろいろ来ていると、こういう話がありますけれども、そういうところに対して、どうにかしないといけないのではないかとというトピックと、テレビをネットに映せるという話が、あまり整合していないような感じもするのです。ここについて、政策サイドは、どういうふう考えられて、全体を動かされているのかというところをちょっと教えてください。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、今までの御質問に回答を頂戴したいと思いますが、基本的には、夏野、佐久間、落合委員からの御質問というのは、主として3団体様向けだったと思いますので、回答をお願いできればと思います。

○aRma（中井理事） では、aRmaのほうからお答えをいたします。

夏野さんのほうからいただいたのは、現在まだ同時配信というのはしておりませんので、見逃しとかあるいはアーカイブで人気番組が出てきていないではないかという御質問だと思うのですが、先ほども申し上げましたように、昨今、バラエティーとかを御覧になっていると、よく放送局さんの制作する映画とか、ドラマのキャンペーンで、すごく人気の役者さんがバラエティーとかに出られて、それで映画の宣伝とドラマの宣伝をしましたと。やられて、

それで、この方たちが、例えばアーカイブで、ぜひ、配信をしたいのですという、いや、あれはドラマとか映画の配信をただけなので、その公開が終わってしまった後に配信されても困りますよとか、いろいろな事情がございます。

これは、配信に関しては許諾権でございますので、各実演家側の許諾の判断が働くということ。

それから、一部我々aRmaの委任外の事務所で配信自体を、これまでずっとかたくなに拒んでいらっしゃったところもあったと。最近では緩和されてきたようではありますが、そういうことがあったという事情でございます。

基本的に、普通のドラマとか、バラエティーで、かたくなに同時配信は困るよとおっしゃっている例を、余り我々のほうとしては把握しておりませんので、どの辺りをおっしゃっているのか、また、それを御教示いただければと思うのですが、

○夏野委員 ごめんなさい、同時配信ではなくてウェブ系。

○aRma（中井理事） だから同時配信ではないですねと、最初に言いました。

○夏野委員 ですから、そちらのほうが実際に出てきていないというのは、今のお話で言

うと、事務所さんとかアーティストさんの判断があるということですが、ということは海外のような強制許諾とか、そういう仕組みになれば。

○aRma（中井理事） だから、同時配信の場合は、放送の段階でほとんど。

○夏野委員 同時配信の話はしていません。

○aRma（中井理事） だから、これは同時配信のことをやる場なので、今は。

それで、同時配信ではない話も、今、しました。同時配信で断る人は、ほとんどいないと思うので、放送の段階で許諾してしまうので。

○夏野委員 VODの話をしています。

○aRma（中井理事） VODの話ですね。だから、そのお答えを、今、しました。事務所の判断が働くのだと。

コンテンツは、出していい時期と、旬の時期と、もう旬が終わってしまったから出さないでほしいという時期というのがあるわけですよ。我々、実演家の側で言うと、その判断が働いているということです、VODに関しては。

それを、今、同時配信の話をしている場でされても、ちょっとなところですよ。

○夏野委員 この場合は、同時配信だけの場ではないです。

○aRma（中井理事） ではないのですね。では、そういうことでございます。当然のことながら、許諾権が働きますから、コンテンツとして旬ではないもの、あるいはコンテンツとして、このままアーカイブに入れて、皆さんに御覧いただくにはふさわしくないと判断したものについては、出さないという判断をしているということです。

それから、佐久間さんの御質問で言うところの簡素化は必要ないと考えているのかという質問でございますけれども、現行の著作権法上は、許諾権が働きますので、制度的にといいますか、制度もないので、NHKさんとは、いわゆる契約というか、標準約款的なもので、放送と同時に同時配信を許諾しておりますので、現行、なくてもやっていけると、必要ないとは申しておりませんが、なくてもやっていけるということでございます。

○高橋座長 どうぞ。

○佐久間委員 今の制度を前提に、そういう対応をされているということなのですが、簡素化がされる場合に、何か問題があるのでしょうかということ、著作権法上の手当がされた場合に、何か問題があるのでしょうか。

○aRma（中井理事） 問題といたしましては、海外の諸制度の話はされてはいますが、ドイツとかイギリスの場合、放送と配信、リニアなものは同じだと理解されているのですが、そもそも出演契約の形態とか、著作権法上の位置づけが違いますので、イギリスとかドイツとかヨーロッパの場合は、二次使用料を含めた上でのギャラ設定というのがなされているということの。

日本の場合、映画とかですと、最初に投資をして、後々回収するというビジネスシステムがあって、著作権法上も録音6掛けというのがございまして、最初に、二次使用分のギャラも全部含めて出演料を設定して、高い出演料で、二次使用料分も含んでいるという考



え方ですが、放送の場合は、許諾のときには放送のみの許諾ということで、二次使用分は別に差引いた上で、安い出演料で出ているという実態を、まず、御理解いただきたいと思っております。

二次利用につきましては、DVDになりました、配信しました、では、それぞれ使用料が発生しますと。そのために、ちゃんと簡便に処理ができるようにということで、我々の団体ができているとお考えをいただけるといいかなと思います。

それから、岩下先生のほうからありました、韓国のコンテンツは流しやすいというのも、今のことに繋がります。

例えば、音楽は必ずオリジナルサウンドトラックで音楽を作っている。それから出演者たちの契約の段階で、ちゃんと、二次使用分についても含まれた出演料を払っていると、そこまでの手当をして、世界中に流通しやすいコンテンツを作っているというのが韓国の作法であると理解をしております。

○高橋座長 どうぞ。

○芸団協（椎名常務理事） 芸団協でございます。

今のお話に関連して、権利処理の簡素化ということでいいますと、私、aRmaも関係しております、ARMsの開発などに携わってきております。

権利者団体にいながら、お互いウェブを通じて権利処理をするという仕組みがARMsでございまして、この簡素化については、常にバージョンアップをしております。

その許諾巨額の単位の在り方ですとか、これも放送局さんと、権利者団体の間で、より簡素な方法を次々に話し合っていて決めていくというスキームができておりますので、その簡素化のする場所は設定されている。

その中で、いろいろ簡素化についての話し合いをしていけば、よろしいのだろうと思っております。

それで、オールライツのお話が出ましたけれど、先ほど氏家さんの御紹介にもありましたとおり、結果番組制作費の高騰になるわけです。結局、二次利用、三次利用を想定して、放送局さんがお金を払えるのかどうか。

払えないとするならば、放送だけを目的とするギャランティに限定されて、その後、二次利用、三次利用が生じたときにお金はどうしていくというのが、今の考え方でございます。

やはり先ほど来出ております、映像に関する事務所の意向等々の話でございますが、やはり、プロダクションにとっては、アーティスト、タレントさんの露出のコントロールというのが唯一の戦略であるわけです。

そうなりますと、タレントのパブリックイメージの問題とかを含めて、ある種、露出をコントロールしていくことでビジネスをしているという部分がありますので、その点が、ちょっと私が先ほどプレゼンテーションしました音楽とは、やや違うのかなというところがあるのではないかと思います。

ヨーロッパ等との違い、私のプレゼン資料でいいますと、5ページですかね。これは音楽に限ったことですが、結局、放送からインターネットに様々なサービスが、今、遷移していているという言い方もできるのではないかと思います、放送でやっていたようなものをインターネットでやっていくときに、それは日本の場合だと、ウェブキャスティングを許諾権と考えるのだけれども、そこは放送と同じ公衆への伝達という概念の中で処理をしていったほうが、この同時配信等の問題も生じなかったでしょうねということがあるので、どうせこの議論するのだったら、これ全体の議論をしていただきたい。

私らは権利者団体ですけれども、許諾権から、強制許諾ないしは報酬請求権に下げてくださいという主張を、実はしているわけなのです。

これは、権利者団体としては、ちょっと問題があるのかもしれませんが、やはり全体の中でのバランスの中で、インターネットにシフトしていくときに、こういう制度のほうが望ましいのではないかという主張をしているということを御理解願えたらと思います。

○高橋座長 どうぞ。

○日本レコード協会（高杉常務理事） 私のほうからお答えするのは、2点かと思うのですが、夏野委員のほうから、なぜ人気番組が出ていないのかという御質問ですが、これは、レコードの権利処理の問題ではないと考えます。

それから、落合専門委員のほうから、同時配信と放送の同一化の話がちょっと出ました。

今、著作権法の規定につきましては、放送の役割に鑑みて、放送を優遇した、いろいろな規定がございまして、それに伴って権利制限が設けられているわけでございます。

したがって、個々の規定ごとに、その放送をさらに同時配信まで広げるべきかどうかの議論をまさにすべき、いわゆる放送を一律に同時配信まで取り込むということではなく、規定ごとに判断すべきではないかと考えています。

例えば、一例で申しますと、ラジオの例なのですが、ミニFM、コミュニティFM放送が、今、全国に300局ぐらいございますけれども、こちらは、私ども放送の契約と、それから、同時送信のライセンスも両方行っております。

ところが40社ぐらいのラジオ局がまとまりまして、そのうち、各局の音楽番組だけ24時間つなげられた、音楽専門の24時間のインターネット送信をやられてしまいました。これについては契約違反ということもあるし、私ども送信可能化権があるので、止めることができまして、知財高裁で勝訴いたしましたけれども、いわゆるインターネットの場合、濫用される可能性もございますので、ある意味では、許諾権があることによって、権利をコントロール、特にレコード製作者ですと、レコードビジネスとのバッティングが生ずるようなものについては、やはりやめていただく必要がございますので、そこまで全て侵食されてしまいますと、レコードビジネスへの影響が出てくるということで、その部分はやはり慎重に検討すべきだと考えております。

以上です。

○高橋座長 もう一点、拡大集中許諾制度の導入ですけれども、これは3団体さんともに

賛成でいらっしゃると思いますが、では、なぜ、落合さんから御質問があったように、議論が進んでいかないのかということについて、簡潔にお願いできればと思うのですけれども、お三方。

○日本レコード協会（高杉常務理事） 認識としては、今、恐らく表のテーマにはなっておらないと思いますが、既に著作権分科会で、過去に検討されておりますし、海外の調査もされて報告書もできておりますので、検討の土台はできていると思いますが、今年度の優先順位の問題ではないかなど。優先順位の関係で、今、それが表に出てきていないのではないかと考えております。

○芸団協（椎名常務理事） 拡大集中許諾に関して言うと、ヨーロッパ等でも同時配信に限定してやっているという例が、実際あるようでございます。

それで、同時配信等に関して適用するということは、非常に有効だと思うのですが、先ほど来申し上げています、ウェブキャスティングとなりますと、そこまでは有効な解決策ではないだろうと、同時配信という非常に大きな座組において、アウトサイダーの問題を解決するためには、有効ではないかと思っています。

なぜ進まないかですけれども、文化庁さんは、権利を守るという意識の役所でございますので、やはり権利を制限したり、あるいは弱めたりというようなことにつながることに對しては、きちんと議論しましょうというところで、慎重になられているのではないかと思います。

○aRma（中井理事） 椎名さんと同じです。

○高橋座長 ありがとうございます。

済みません、時間が大分過ぎているのですが、続いて、残っている裁定制度の改善、放送局と権利者の契約に標準約款を導入すること、ローカル局との権利処理支援、ここに関連する質問を頂戴したいと思います。

今度は、落合さんの側からいって、ありますか。

どうぞ。

○落合専門委員 では、私の方から2点ほど伺いたいと思います。

1点目が、裁定制度の改善についてなのですが、これはaRmaさんのほうで、NHKさんが制度を利用するときに、協力をされているという形で伺っています。裁定制度には、相当な努力をすることという要件が入っているかと思いますが、どう改善すると、この制度というのは使いやすくなるのでしょうかということ、aRmaさんに伺いたいと思いました。

他方で、同じ話なのですが、NHKさんの側でも、裁定制度を御利用されていると伺ってはおりますが、件数としては、そこまで多い件数ではないように思います。民放さんのほうがゼロに対して、NHKさんは34件とかの利用実績が、30年現在で存在すると聞いています。実際には、どういう問題があって、余りそこまで使われていないのか、番組の数に比べると相当少ないと思いますので、時間が要するとか、いろいろあるのだろうと思いま

すけれども、ぜひ伺えればと思いました。

第2点としては、標準約款についてです。

これは、放送事業者さんの間で議論が分かれている部分もあるのかなと思われ、民放連さんのほうは、必要ないのではないかとということで御指摘をいただいていたかと思えます。他方で、NHKさんのほうでは、ある程度標準的な契約のひな形などを使われて、取組をされているという話も伺っております。

こういう中で、NHKさんとしては、できる限り広く、約款を利用して契約を結んでいくということをしているのではないかと思いますけれども、このひな形が、実際にどの程度の有益なのかというのを、NHKさんのほうに伺えればと思えます。

他方で、権利者団体側から見て、aRmaさんのほうから見た場合に、一方的に不利益な契約を押しつけられないようにする必要があるという側面はあるのだと思えます。こういった中で、仮に何か標準的なものを考えるのだとすると、どういう考え方をして、権利者に配慮をいくべきなのかと。

それで、実際にどういう形であれば、放送事業者と権利者側でウイン・ウインの形になるのかというのを、御意見を伺えればと思えます。

以上です。

○高橋座長 ほかに、御質問はありますか。

どうぞ。

○武井座長代理 武井です。

氏家さんにお伺いできればと思うのですが、先ほど、落合先生から、裁定制度について相当な調査・努力という御質問がありましたけれども、ほかにもどういう点が課題なのか。現場といろいろなスピード感が合わないとか、手数料が高いとか、この制度がほとんど使われていないというのは、多分、制度としては現状機能していないのだと思うのですが、なぜこのようになったのかということの御感想をお願いします。また今後こういう制度を作るときに、どういった点に気をつけなければいけないということも含めて、裁定制度に関する見直し点を、改めて教えていただければと思えます。

以上です。

○高橋座長 では、回答をお願いいたします。

○芸団協（椎名常務理事） 不明者探索のことで、aRmaの取組について触れていただきましたけれども、aRmaまでは、おっしゃるとおり相当な努力という部分を放送局に代わってやる場合に、相当な努力としてガイドラインに定められているのが、権利者団体に聞くとか、あるいは事業者が集まっている団体に聞くとか、aRma側を構成するメンバーに対するアプローチがほとんどなのです。

それを放送局さんに代わってしてあげて、相当な努力をしましたよということが証明できるような状況にしてお返しをするというようなことをやっています。

aRmaがそれを担当してから、順を追って、年を追ってどんどん簡素化されていっております。

ます。

基本的にかかる費用等に関しましても、どんどん低廉化されておまして、文化庁さんのほうで、どんどん簡略化をしているという経緯がございますけれども、究極は、やはり拡大集中許諾というところに行きますと、こういった問題は解決するという点があるのですが、1つ問題としてあるのは、要するに拡大集中許諾というのは、インサイダーの人でなくても、その部分のお金を権利者団体が預かるという形をどう考えるか。

一方で、裁定制度というのは、供託をするというような形、権利者団体にお金が行くわけではない。だからそこら辺をいかにセキュアな制度にしていくのかという取組が必要な部分があるのではないかと思います。

僕からは、以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○aRma（中井理事） 落合さんのおっしゃった、いわゆる標準約款ないしは契約のことについてでございますけれども、NHKさんとは、ほぼほぼ契約標準のひな形を作りまして、標準約款に近いものとして対応しております。

NHKさんの場合は、非常に二次使用の権利処理とかというのをきちんとされておりますが、ドラマとか、バラエティーで民報さんの場合、いわゆる買い取りという制度があって、要は二次使用の権利も全部、こっちに寄越せと、それで出演料は、これだと。これが嫌なら別にいいよと、ほかに役者は幾らでもいるのだからとか、ちょっとここでは柔らかく言いましたけれども、きつく言うと、そういうことは、あり得ないことではない。

海外番販をするので権利処理をしたいと言って申請書が来たときに、頭のほうの人で、音事協の加盟社の役者さんには権利処理を申請するけれども、その下は全部、権利処理済みみたいなものが届くわけですね。そうすると、現場で買い取っておられるのかなと。

その買い取り自体に反対をしているわけでもございませんし、ワンチャンス、二次使用まで含めた上で契約をするということも全く反対しているわけではございません。

ですから、簡素化ということについても反対をしていない。ただ、それならそれなりの役者さんとか、歌手の皆さんとか、タレントの方が、将来的に二次使用によって得るべき利益をちゃんと含んだ上で、契約交渉をさせてくれるのならいいですよ。それを優越的な地位で使う側だから、こうだみたいなことにはならないようにしてほしいなど。

もちろん全部が全部そうではございません。タレントパワーとか事務所のパワーとか、いろいろな複雑なことが絡み合っているということにはなるのですけれども、そこを、がさっとひっくるめてやられてしまうと困るのだなということをお願いしたということなのです。

ですから、民放さんとの間でも、標準約款ではございませんけれども、協約みたいなものは必要なかなと思っています。

○高橋座長 では、放送事業者の方、どうぞ。

○民放連（田嶋部長） 民放連でございます。

本日は、「民放連」と「在京5社代表」が出席しております。民放連へのお尋ねは、多くのことが「これからの検討です」とお答えせざるを得ない状況です。

氏家様の御提案は、伝送路を問わず、コンテンツの流通を促進していく上で、大切な御指摘であると思います。ただ、放送コンテンツのネット配信の特効薬とまでは言えないと思います。

放送と配信の権利処理の同一化の話は、民放連では議論しておりませんので、在京5社のお考えだとお聞きいただければと思います。

レコード実演の報酬請求権化の話がございますが、報酬請求権と許諾権の違いは、どちらが強いか、弱いかではなく性格の違いでございます。許諾権であれば、当事者間が話し合いで解決ができます。報酬請求権は権利の移転ができませんので、利用者の立場からすると、いつまでも払い続けることとなります。ですので、まず、同じレコード盤に乗っておられる実演家の皆さんと、レコード製作者の皆さんがいい方向で、日本のレコード産業の発展に資する方向でお話し合いになればいいと思います。

先ほど、放送局と映像実演の皆さまの力関係について御発言がございました。優越的地位という言葉までお使いになって、契約書が必要だという御説明であったかと拝聴いたしました。そういうことはないかと御理解をいただければと思います。

いずれにいたしましても、今日は、在京5社の代表と、ローカルの情報インフラを支えているローカル局も含めた業界団体である民放連の、2人が出席させていただいていることだけ、御了解いただければと思います。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

済みません、私からも最後に質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、文化庁が著作物等の適切な保護と利用、流通に関する小委員会を設置して、ここでの審議経過報告がありますけれども、検討範囲が大幅に絞られていて、また、具体的な検討は来年度早期以降となっておりますけれども、このような検討の範囲とか、スピード感について、どうお感じになるのか、3団体にお聞きできればと思うのですけれども。

○aRma（中井理事） では、こちらから順番に、先ほども申しましたけれども、去年、この会議に出させていただいたときに、2年間進んでいないと申し上げましたので、計4年間進んでいないということになります。

いささかちょっと時間が経ち過ぎたのかなと、4年間あれば、何らかの法制化とか制度設計ができたのではないかなと思っております。

○芸団協（椎名常務理事） これは、先ほど御説明の中でも言いましたけれども、同時配信に限ることなく、公衆への伝達全体の見直しをしてくださいと、切にお願いをしたのですが、やはり、同時配信にプライオリティがあるのだということで、そのような審議経過報告になったと思っております。

やはり、その中でも、よくよく読むと、公衆への伝達全体の在り方を視野に入れて議論

をしていくと。どうせ議論は来期なので、もう年度末に差しかかっているところで、あれこれ全体を見渡した議論ができないというのは分かりますので、来期1年を使った議論の中でそうしたところに十分光を当てて議論していくということは、可能なのではないかと、可能という希望的観測なのですが、ぜひそういう議論をしていただけたらと思っております。

○日本レコード協会（高杉常務理事） 私のほうからは、文化庁の整理としては、放送番組の同時配信等を優先的に、まず、検討するということなのですが、今年度のまとめにおいて、一定の方向性、基本的な考え方のまとめがなされておりますので、今年度すぐ措置はできないとしても、方向性としては非常に正しい方向性だと思っておりますのと、既にレコードについては集中管理体制ができておりますので、現行法制で十分対応できているということでございます。

以上でございます。

○GALAC（氏家副編集長） 裁定制度は、どんなところが不便かというお尋ねだと思うのですが、すけれども、これは、私も聞いた話なのですが、びっくりしますね、今どき全部紙ベースのやりとりです。最短で1か月かかると。

最初に、まず、文化庁の担当者と綿密な電話連絡をして、それから著作権管理事業者等への紹介、それから、日刊新聞への掲載とか著作権情報センターホームページに7日間掲載。その掲載をするまでに7日から10日要すると、これだけで17日経つわけです。

それから文化庁へ申請するに当たっては、紙の申請書を作成して、それから収入印紙を張らなければいけないとか、それから担保のお金を預けなくてはいけないのですけれども、1,000円の担保を預けるために300円の収入印紙を張ると、労力だけで本当にやる気がなくなるような手続になっているようなので、これは何とかしなくてはいけないのではないかと思います。

○高橋座長 ありがとうございます。

済みません、先ほど増島専門委員から、その伝送路同一化、ネットが拡大していることを政策的にどう考えるかという御質問を頂戴していました。

それから、拡大集中許諾のところについても、優先順位の問題なのかという疑問もありました。

それから、私が質問させていただいた中でも、4年あって何も進んでいないという御議論もありました。

現時点で、文化庁さん、何か、お願いできますか。

○文化庁（日比室長） いろいろ申し上げたいことはございますが、簡潔にお答えをいたしますと、まず、この規制改革会議の場での御議論の対象ということに関しましては、私どもの理解といたしましては、平成30年6月の規制改革会議の答申、それから実施計画、閣議決定されたもの、これに基づいた検討をするということであったと思っております。

そこには、放送コンテンツの流通推進の観点から、同時配信に係る著作権等処理の円滑

化のために、放送に関わる著作権制度の在り方について必要な見直しを行うと。こういうふうになされてきたことについて、文化庁としても検討する必要があるという理解で進めております。

その前提で、今年度は、まずは総務省の方で勉強会をなさって、その結果を昨年11月にいただいたことを受けて、文化審議会で検討を開始したという状況でありまして、先ほども御紹介いただいたように、今年度の文化審議会著作権分科会の小委員会におきましては、基本的な考え方を審議経過報告としてまとめたところでございます。

この同時配信の問題につきましては、その中でも触れておりますけれども、これまでもヒアリングで御説明があったように、当事者の皆様での運用上の改善では、難しい点につきましては、制度面の改善というのにも検討が必要だということで、様々な課題がございますが、それを全て同時にということになりますと、やはり、これは権利の在り方に関する問題ということで、なかなか検討に時間がかかってしまうということがございますので、まず、放送の同時配信ということに取り組むに当たっての優先的な点から議論をしていこうということで、基本的な考え方にお示しをしたということでございまして、もちろん様々な課題があるということは認識をしておりますし、今月の2月4日に小委員会の審議経過報告をまとめておりますけれども、そこでは、基本的な考え方をまとめるだけではなくて、より具体的な検討を早急に進める必要があると。また、来年度は、これを踏まえ、さらに議論を深めることが求められるとされておりますので、それに基づいてしっかり検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○芸団協（椎名常務理事） 今、文化庁さん、規制改革会議の答申で、同時配信の円滑化とおっしゃったのですが、そこは先ほど申し上げたとおり、規制改革会議のほうでは、同時配信等ということで、我々の申し上げた問題意識も含めて、答申していただいたものと思っておりますので、その点だけ。

○高橋座長 確認をありがとうございます。

それでは、今日の議論を、私として総括をさせていただければと思います。

放送事業者のネット配信の強化は重要な成長戦略であり、著作権分野の改革は喫緊の課題である。

本日、氏家様から具体的な5つの提案を頂戴しました。

報酬請求権化、特にドイツにおいて行われている放送と同時配信の同一化や許諾の推定の導入、拡大集中許諾制度の導入、裁定制度の簡素化、権利者と放送事業者の間の標準約款、ローカル局への権利処理支援の5つの提案事項を中心に、どれも緊急に取り組む必要があるという印象を、私は受けました。

なお、放送事業者によるものではございませんけれども、実質的に放送と変わりのない、



その他ウェブキャスティングがあって、これについても併せて検討すべき課題という印象を受けました。

次回、規制改革実施計画で、まさに今も御指摘ありましたけれども、本年度中に見直すとした事項について、改めて進捗状況事項を聴取させていただきたいと思います。今回挙げた5つの提案事項について、総務省、文化庁と議論をさせていただければと思います。

本日は総務省、文化庁から課長級の方にオブザーバーとして御参加いただいているところではありますけれども、次回のワーキング・グループにおいては、責任のある方にお越しをいただいて、今日の議論をしっかりと続けさせていただければと思います。よろしくお祈いします。

ありがとうございました。

それでは、本件につきましての議論は、ここまでとさせていただきたいと思います。

それでは、説明者の皆様、ありがとうございました。次の議題に移りますので、ここで御退室ください。

(総務省、文化庁 退室)

(新経済連盟 入室)

(増島専門委員 移動)

○高橋座長 それでは、続きまして議題2「スタートアップを促す環境整備」に関して、新経済連盟と増島専門委員からヒアリングを行いたいと思います。

済みません、ちょっと時間が随分押してしましまして、御迷惑をおかけしております。始まっている時間が時間なので、ちょっと終了も少し押すかもしれませんけれども、よろしくお祈いいたします。

それでは、新経済連盟様より御説明をお願いできればと思います。

○新経済連盟(小木曾政策部長) 新経済連盟で政策部長をしております、小木曾と申します。よろしくお祈いいたします。今回、機会をいただきましてありがとうございます。

私のほうから簡単に、大まかなことを言って、あと、細かいところの具体的な要望は、藤井のほうから説明をさせたいと思います。

今回の要望は、スタートアップをどういうふうに支援していくかという中での施策が、いろいろなパッケージが必要だと思っております、その中のワンオブゼムとして資金面から見ると、どこが今問題となっているかということでございます。

特にシード期の資金面の形で援助が必要なものとして、この分野があると思っております。

また、全体として、これは言わずもがなですが、昔から言われています、貯蓄から投資へという流れの中に、どういうふうにそれを促進していくかと。

スタートアップを支援し、貯蓄を投資する、これは両方とも成長戦略として明確に位置づけられていることなので、それをどう具体化していくか。

また、規制改革ということで、これは、いろいろなバランスを取りながら制度を作らな

くてはいけないということで、その制度のバランスの取り方という面でもチャレンジングな課題であろうかと思っております。具体的な要望をさせたいと思います。

以上です。

○新経済連盟（藤井政策担当） ありがとうございます。

それでは、具体的な要望のほうに移らせていただきたいと思います。

まず、資料2-1のほうを御覧ください。「スタートアップに対する円滑な資金供給実現のための要望」でございます。

めくっていただきまして「はじめに」というところですが「スタートアップの円滑な資金供給の意義」ということで、今、データ駆動型社会への進展とともに産業構造が転換しております。

その中で競争力を維持するためには、スタートアップの育成というのがやはり必要であると。そのためには、円滑な資金供給というものが必要不可欠であろうかと思っております。

要望としては、今回3つでして、①がリスクテイク投資家層の拡大と、②がSTO規制、③番がメインになりますけれども、クラウドファンディングの規制改革ということでございます。

3ページ目でございますけれども、まず1つ目が、リスクテイク投資家層の拡大等ですけれども、こちらは、増島先生のほうからも、この後、同様の内容があるかと思っておりますので簡単に説明させていただきますけれども、まず現状、一般投資家の中では、準富裕層といいますか、一定のリスクをとれるにもかかわらず、適格機関投資家まではいかないという人が実際に存在しております。

こうした投資家の方、例えばですけれども、5000万から1億円程度のリスク資産保有者に対して、適格機関投資家同様に、プロ私募へのアクセスを許容するといった改革が必要ではないかということでございます。

次に、下の私募ルールの見直しでございますけれども、現状、少人数私募については、いわゆる声かけ規制でございまして、インターネットで募集をすると、その時点でもう少人数ではなくなるというのが現状でございます。

こちらの声かけ規制を購入人数の規制とすることによって、インターネットを通じた少人数私募の道を開いていただきたいのが要望でございます。

続きまして、3ページ目はSTO、いわゆるSecurity Token Offering、そちらの関係ですけれども、こちらの改正金商法のパブコメの手續等も今進んでおります。

STOというのは、新たな資金調達手段として非常に注目されておりますので、過度な規制とならないよう、ぜひ、御配慮をいただきたいと考えております。

5ページは、クラウドファンディングの話なので、資料2-2の青い資料のほうに移っていただければと思います。

「株式投資型クラウドファンディングの規制改革要望」ということでございまして、めくっていただいて2ページ目でございますけれども、まず、最初のほうは時間の関係もあ

りますので、駆け足でまいりますけれども、まず、株式投資型クラウドファンディングとは、非上場株式の発行によりインターネットで資金を調達する仕組み。御案内のとおりかと思えます。図で示しております。

続いて3ページ目でございます。この意義ですけれども、今、日米における開業率に非常に開きがあるという中で、やはりリスクマネーの供給不足というのが指摘されているところ です。

特に、日本で家計からエクイティーへの投資が非常に少ないという現状がございます。この株式投資型クラウドファンディングの活用によってリスクマネーの供給と、また家計のポートフォリオの最適化、こうしたことを目指していくということが必要であると考えております。

4ページ目でございますけれども、この株式投資型クラウドファンディングの制度ですが、リスクマネー供給を目的に少額であることを要件として2015年から実現をしております。

少額というのは以下の場合でして、発行総額は1億円未満、1人当たり投資額が50万円以下というのが現状でございます。

5ページ目でございますけれども、実績ですが、クラウドファンディングの実績は伸びてきてはいるのですけれども、期待されているほどには、まだ伸びていないというのが実情です。

6ページ目でございますけれども、何が原因なのか。

クラウドファンディングという制度自体の道を開いてくださっていることには、非常に意義が大きいということもございますけれども、ただ、これが非常に力を発揮するということまで行っていないというのは、やはり、こういった3つの要因があるのではないかと我々のほうで分析をしております。

1つが1億円、50万円の問題、上限の問題。

2つ目が、多数の者が株主となる問題。

3つ目が、流動性問題ということで、こちらは、今から詳しく説明をさせていただきます。

7ページ目でございます。

まず、1億円、50万円の問題についてですが、現状の少額要件というのが資金調達するスタートアップ企業の側、あるいは投資家の双方の観点から見て、非常に条件が厳し過ぎるのではないかとというのが、この問題でございます。

スタートアップ企業活動を1億円では全然足りないと。あるいは投資家側からすると50万円よりもっと投資をしたいという方がいらっしゃるということです。

8ページ目でございますけれども、これまで我々としてもこの問題については着目をしておりまして、2018年の、この会議においても要望をさせていただきましたが、当時はまだ制度改正ということまでは至らなかったということでございます。

9 ページ目でございます。1 億円要件についてなのですが、当時の議論を振り返ってということになりますけれども、そもそも金融庁様の御認識として、1 億円以上の資金調達ニーズがないのだというのが認識で、その理由として、実績額が平均して3000万円ぐらいであると。ということは、本来、もし1 億円以上のニーズが強いのであれば、1 億円ぐらいの、平均して9000万とか、もっと多いはずであると。ところが大分少ないのでニーズはないのであるというのが御認識であると承知しております。

私ども認識なのですがけれども、ここはもっと実質というものを考慮する必要があると考えております。最大のポイントは、1 億円という上限の算定には、過去1 年間の他の資金調達額ですね、例えばベンチャーキャピタルが投資を受けたとか、こういったものが合算して1 億円であるというのがポイントでございます。実は他の資金調達額を合わせると上限まで調達していると、例は多数あるというのが実情であるということが、調査しまして判明をいたしました。

例えば具体的には10ページ目に示してはありますが、これは、ある事業者からいただいたデータですが、実は、ほかの資金調達手段というものを合わせてみますと、1 億円に対する割合としては90%を超えるようなものは、実は幾らでもあるというのが、まず、データとしてあります。

続けて11ページに書いてはありますが、実はこのデータに出ないところにも問題があって、この1 億円という上限があるがゆえに、クラウドファンディングを使いましょうかと検討している段階で、これは1 億円を超えてしまうから無理だねということで、やめてしまうという例も多数あると聞いています。

ただ、これはこういった統計には出てこない部分ですので、こういった取り逃している例が、実は多数あるということも非常に問題かと考えております。

次でございますけれども、50万円です。今度は、投資家1 人当たりの50万円の要件ですが、金融庁様としても、もちろん投資家保護のために50万円要件が必要であるということですが、

私どもとしても、投資家保護の必要性というのはもちろん、重要であると考えておりますが、投資家の属性というものも考慮していただきたいというのが我々の要望です。

つまり投資の属性によっては、一律50万円となっておりますので、人によっては非常に厳しくなり過ぎているということがあるのではないかと、次のページに示してはありますが、投資家の層による違いと、イメージ図でございます。

これは上が富裕層ですが、こういった方は余りクラウドファンディングを使う必要がないと、つまり、自分から、いわゆるエンジェル投資家みたいな形で直接投資をすればいいので、特にここは問題ないと。

一番下のところは、一般層ですが、こういった方はクラウドファンディングを当然使っていく意義がありますし、かつ50万円要件も、実は普通の一般的な会社の方とかであれば、そこまで阻害要因にならないこともあり得えます。

ただ、真ん中の準富裕層と書いていますけれども、こういった、いわゆる小金持ちの方とでもいいですか、こういった方にとっては、まず、エンジェル投資家として投資するほどではないのでクラウドファンディングを使うことが望ましいのですが、50万円ぐらいであれば、正直、投資をする魅力を感じないために、こういった方々の資金を取り逃がしてしまっているというのが実情であろうと考えています。

次に14ページ目ですけれども、事業者のほうでアンケートを取りまして、やはり50万円という要件は厳しいと、もっと投資をしたいという方が、実際、多くいらっしゃるというのが14ページ目のアンケート結果です。

15ページ目も参考でございまして、アメリカのほうでは、これも年収、資産に応じて柔軟な制度になっているということでございます。

次に16ページ目ですけれども、多数の者が株主になる問題でございますけれども、これはクラウドファンディング自体を否定するというのではなくて、こういう場合もあるということなのですが、実際、株式投資型クラウドファンディングでも多数の方が株主として名簿に名を連ねるのですが、このことをベンチャーキャピタルによっては、嫌う場合があると。

具体的には、全株主の同意が必要となるような投資契約が締結できない場合があるとか、VCにとって好ましくない人がいる可能性がどうも否定できないと、心配であるということで、投資をちゅうちょする例があると。

こういったことを何とか解消できないかということで、シンジケート型の株式投資型クラウドファンディングも選択肢として追加していただけないかということでございます。

そのシンジケート型クラウドファンディングとは何なのですかというところが、次のページの17ページ目に書いておりますけれども、イメージとして通常の株式投資型クラウドファンディングは、投資家が株主になるのですが、このシンジケート型は、シンジケートに投資をして、シンジケートが株主になると、これによって多数の者が株主名簿に名を連ねるといことが避けられると。

ただ、問題としては、現行法だと、シンジケートのほうに投資運用業のライセンスが必要とされる可能性があると同っておりますので、株式投資型クラウドファンディング事業者がこういったシンジケート組成する場合について、何らかの柔軟な対応というのをしていただけないのかというのが要望です。

最後になりますけれども、18ページで流動性問題でございますけれども、株式投資型クラウドファンディングは、未上場株への投資でございますから、リターンを得るために数年待たなければいけないということが、投資をちゅうちょする要因になっているという問題がございます。

これについて解決策の1つとしての提案でございますけれども、株主コミュニティ制度というものを、もう少し活用して、投資家がもっと気軽に投資できるようにならないかということでございます。

特に株式投資型クラウドファンディングの事業者の方も、こうした制度を活用したいということで、実際ニーズといますか、意欲を持っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、こうしたものをぜひ活用していただきたいというのがございます。

最後になりますけれども、19ページのところで提案をまとめております。

1億円、50万円については、他の資金調達方法を合算しない、あるいは1億円の段階的な緩和、また50万円については、投資家の年収、資産に応じた柔軟な制度とする。

多数の者が株主となる問題については、シンジケート型クラウドファンディングの創設。流動性問題については、株主コミュニティ制度の柔軟な活用といったことを、ぜひお願いしたいと考えております。

新経済連盟からは、以上でございます。

どうもありがとうございました。

○高橋座長 ありがとうございました。

続いて、増島専門委員、お願いします。

○増島専門委員 増島でございます。

今日は、貴重な機会をいただきましてありがとうございました。

活動としましては、これからはスタートアップが経済を前に進めるための本流になっていくという確信をしております、そのための土壌としてのスタートアップエコシステムを作るのだということを掲げて、なるべくレバレッジの利くインフラにあたるものについて、制度の変更にコミットしています。

そうしたなかで、重要なポイントの一つとして資金供給の問題を解決するために、テクノロジー、インターネット、データを活用するという、こういう目線からフィンテック、レグテック、スープレック、こういった分野にリソースをアロケートしていると、こういう立場で、今日は、お話を少しさせていただきたいと思います。

今回のトピックは、いろいろ制度ですとか、民間のいろいろな方々が具体的に経験されているハードシップを、実際にスタートアップを支援する中で、当方として痛感しております、それを踏まえてこれをどう解決したらよいのか、当方なりに考えました分析と解決策を本日はお話をさせていただきます。一言で申しますと、この1ページの部分にございます。

提言の目的は世界で戦えるメガベンチャーをつくるというでありまして、その手段としては、資本アクセスをもう少し広げるということで、民間のたまったお金というのをアンロックするべきだという、こういうシンプルな主張だということです。

具体的な方法論としては、2つのこと言っております、1つは、非上場株式取引の媒介者というのが、この国は制度上存在しないという、こういうことが1点であります。

もう一点は、非上場株式の販売の方法として、インターネットを使うことは基本的には禁止されているということになっておりまして、これはデジタルファーストという観点からも、インターネットファーストという観点からも、現状はあり得ないことだと思ってお

りますので、ここについて正常化をしていただくと、こういうアジェンダでございます。

2ページを見ていただきますと、バックグラウンドにある政策的な課題としては、こちらにあります、まさにスタートアップ政策というところで、グローバルなベンチャーを生み出すというお話でございますので、資本市場が、未来投資戦略が掲げる戦略目標に対してどういうふうに貢献することができるのかということでもあります。

3ページ見ていただきますと、大きなスタートアップを作る。スタートアップを作るときには、まずは、ばっと赤字を掘りまして、この赤字を深く掘れば掘るほど、その後大きくなるということになっていくわけですがけれども、日本が、ここを深く掘ることができるような制度になっているのかどうなのかというのが、特に資本市場の観点から検討が必要だと考えております。

4ページを見ていただきますと、現状、日本のマーケットは非上場、上場ともに、小型スタートアップを生むことについては、恐らく、それなりにできていると思っておりますけれども、大きなスタートアップを生むような制度になっていないのではないかと考えているということでもあります。

1つは、ベンチャーキャピタル自身が早く上がらないといけない。3年から5年でのイグジットということで早く上がってくれという話になりますし、非上場株式マーケットとしてはそういうマーケットがあるわけですがけれども、上がったら上がったで、今度は上場株式マーケットでは赤字になるとたたかれるという話ですので、いったいつスタートアップは大きく赤字を掘って投資を行い、グローバルなメガベンチャーになる機会が与えられているのかと、そういう問題提起であります。

こちらのページにある通り、当方としては、おそらく日本は制度的にメガベンチャーというのは生まれにくい構造になっているのではないかと感じておりまして、ここを何とかしたいということでもあります。

5ページを見ていただきますと、これまで日本は、制度としてはちょこちょこマイナーなチェンジ、余り大勢に影響がないようなことはやっていたかと思えます。しかしこうしたマイナーチェンジを積み重ねたら、メガベンチャーを作れる制度が完成するのかというと、全然そういうことではないと思えます。様々な制度の補完関係を見ながら、ホリスティックに今やらなければいけない大きなことは何なのかということを真剣に考えていただく必要があるのではないかとというのが、お伝えしたい重要な要素だと思っております。

具体の中身に入らせていただきますと、6ページにありますとおり、まず1つは、非上場会社の株式を証券会社さんが仲介をするということができるようにするべきだということでありまして、これにはプライマリー、セカンダリーとありますが、このプライマリーの話は、後ほどお話をさせていただきます、まず、セカンダリーの話です。

これは、規制としてはどこにかかっているかということ、日証協さんの自主規制というところでかかっておりまして、自主規制を変えればいいのですけれども、自主規制自身は金

融庁からの要請でやっている、ということだと承知をしておりますので、基本的には制度改革だと考えております。

非上場株式のセカンダリー取引仲介を証券会社さんが担えるようにするというのは何の意味があるかという、シード段階で入った投資家が、自分たちが出たいとなるのが、例えば3年から5年だということであれば、そこで売却ができるような形をつくる必要があり、そうでないとスタートアップに小粒なまま上場しろという圧力がかかるわけです。

現状は、ファンドからファンドに移すというのがあるのですが、買い側のファンドは、足元を見ますので買ったたかれるという状況になっています。ここに本当にマーケットが存在するようになれば、もしくは仲介者がちゃんとして、買い手をたくさんそろえることができるのであれば、こういう買ったたきみたいなことは起こらないわけでありまして、これが必要だというのが1つ。

もう一つは、シード段階で入って、クラウドファンディングみたいなものもそうですけれども、この人たちのポートフォリオを整えさせるためにも、その後に売却をする、もしくはポートフォリオのリバランシングみたいなものを図るための制度というのが、ぜひとも必要だと、ということだということでもあります。

発行体であるスタートアップ側としても大きくなっていくと、今度は多額の調達をしなければいけないという話になってくるわけですが、他方で、株価は十分上がっているという状態になっておりまして、そのときには、希薄化のほうが、むしろ、気になるという話があります。

このときに、小さな、初めのほうに買っている少数株を持っている人たちが、これをレイターで大きなステークを持ちたい投資家に売れるような状態になっていることによって、全体が解消されていくと、こういうこともあるだろうと考えている次第です。

現状、マーケットを全体として見ますと、7ページにありますとおり、機は熟していると思っております、先ほど申しましたような、意義ですね、ここはさっき申し上げたとおりでございますけれども、売り手も拡大をしているということでもありますし、買い手としても、いろいろなリスクアペタイトのある人たちがいますので、その人たちに買ってもらえばいいだろうと、ということになっております。

8ページですけれども、現状、セカンダリーのところは、今、世界ではインターネットを使ったマッチング方式になっているということで、そもそもできない日本は、世界と比べて2周後れているだろうと、ということでございます。

インターネットでやることによるメリットは、取引コスト、サーチコストの低下はもちろんのこと、仲介業者側でもデジタル化によってデータビジネスへの展開もしくはプラットフォームビジネスモデルを取れると、ということになります。したがって、何かセカンダリーを空けることで、回転売買して変な手数料をとるビジネスが横行するのではないとか、またほとんど流動性がないからだれもやらないのではないとか、そういう話ではないというところを御認識いただきたいと思っております。



9ページでございますけれども、これはプライマリーのほうでございます。プライマリーについて、インターネットを前提とした私募規制の在り方を真剣に考えてくださいということです。

ここは、先ほど新経連さんからありましたとおり、声かけ規制が一番大きいということでありまして、ここを何とかしてほしいということであるということでございます。

10ページ、今、エクイティ型の資金調達の周辺環境といいますか潜在的なニーズはどんどん進んでおります。特に今回株式についてインターネットによる募集を投資型クラウドファンディングのような例外的な位置づけではなくちゃんと開けていただけますと、セキュリティトークン、今般の法改正で一項有価証券になりましたけれども、こちらについても当然開くということになります。現状セキュリティトークン、これはインターネットネイティブなトークンですけれども、これを売買するのは、訪問か電話しかできないというのが、この国の制度であります。こんなばかなことはあり得ないと思っておりますので、ここは何とかしていただきたいということでございます。

制度的なバックグラウンドですけれども、11ページを見ていただきますと、今、申し上げたことは、米国が2012年の段階でJOBS Actによって既にやっていることでございます。日本はクラウドファンディング法制だけついていったということで、それ以外はちょっと大き過ぎてついていけなかったということでありまして、結局、彼らは、あれをやったことによって、そこからユニコーンがばっと増えているということでありまして、あの制度の改正というのは大きかったということだと今振り返ってみて思います。

あとは、セキュリティトークンみたいなものが出てきたときに、インターネットでの売買と仲介ができるというのが、当時は何も考えてはいなかったはずですが、たまたまうまくはまっています、彼らは、制度ができていたということでありまして。そこを含めて考えますと、インターネットという話と、仲介という部分も同時に変えていただく必要が大きくあるだろうと考えている次第でございます。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、以上の御説明について御意見、御質問をいただきたいと思っております。札を立てていただけるようにお願いします。

では、岩下先生。

○岩下委員 どうもありがとうございます。

この新経連さん及び増島専門委員が御指摘されている、シード段階での日本の資本市場をどう拡大していくかというのは、確かに大きな政策課題であると、私も認識しております。

その意味では、こちらで提案されたものについては、十分に拝聴する価値があると思っております。と同時に、私自身は今回の議論の中で、特にST0の話、それから、資料の2-2の13ページなどで、準富裕層が、クラウドファンディング投資が余りできないみたいな話があ

りました。

この辺の話を、私なりに見ている、私が心配するのは、ICOの反省というのは、どこに入っているのだろうかということなのです。

ICOというのは、2017年の5月ぐらいから世界中でばっとはやりまして、統計にもよりまずけれども、2兆円とか3兆円とかの資金が調達されました。

日本国内だと、正式に実行されたのは、COMSAというのが1件実行されましたね。。ところが、COMSAは100億円を調達としたのですけれども、現在の転売価格というか、セカンダリーマーケットの価格は、発行価格100円に対して6円に落ちています。これは会社自体がほぼ破綻してしまったような状態です。

結局、ICOは何をするものかはよく分からないけれども、そのとき非常に評判で、将来も値上がりするのではないかということで、物すごい大ブームが起こったわけですね。プライマリーで買って、セカンダリーで転売してということが繰り返されました。その結果、2兆円が調達されてしまった。ところが、2兆円、3兆円を調達した中で、それが実質的に、まともなプロジェクトにつながった例はほとんどないという、まさにベンチャーのシードのための資金を吸い上げて消してしまったような、とても悲しい事件だったと私は思っています。

なぜ、今、STOというのが出てきているかということ、これは、まさに、2018年に開催された「仮想通貨交換業等に関する研究会」の中で、ICOを何とかしなくてはならないという議論になって、ICOを規制するためには、その中で投資性のあるものについてはちゃんと金商法で規制するべきだろうということで、金商法で規制することになった。これがSTOの始まりですね。

ところが、その場で、正直言うと、私も委員でしたが、メンバーはICOを何とか止めたいという気持ちが非常に強かったので、STOを使いやすいものにしようということではなくて、STOにかなり厳しい規制をかければ、多分、STOをやるものがないだろうというぐらいの気持ちで厳しい規制をかけていたという実態があります。

それは、なぜかといえば、ICOがそういうことになってしまったからなんですね。

先ほどの準富裕層で50万円を超えてスタートアップに投資をしたいという人たちがいるという話も、いるのかもしれませんが、そういう人たちは、ネット見て、値上がりする、値下がりするということで投資するのですかね。個別に人脈もなしで。

シリコンバレーのエンジェルにしる、何がしかの投資家というのは、それなりにちゃんと人的にもつながり、ミーティングに参加してやっているからこそ投資ができるわけです。ネットで上がるか下がるかだけで買っているのだったら、IPOの株でも、東証マザーズの株でも買えばいいわけであって、そこを変えてもそんなにプラスになるような感じはしないのです。未公開の株であるがゆえに、現在の金商法上のいろいろなルールを、ある意味で規制を受けないで対応できるということは、やはりそれなりに怖いことなので、本当にそれが投資家のためになるか、ひいてはそれがベンチャー企業のためになるのか。投資家が

成功したら、そのマーケットは続いていきます。しかし、ICOのように、投資家がほとんどみんな損をしてしまったら、何年かで消えてしまうのです。今、ICOをやっている人は誰もいません。

そういう状態にしないようにするための工夫というのは、どうするのだろうか。非上場でやったときに、それがどういう会社かということ、本当にどうやって分かるようにするのかというところのアイデアが、これにさらに足されると、そういう議論に乗れるのではないかと思うのですけれども、そういうことについてのお考えを、ぜひお聞きしたいと思います。

以上です。

○高橋座長 済みません、ちょっと質問をまとめてお伺いしたいと思います。

佐久間委員と竹内委員、お願いできますか。

○佐久間委員 この1億円、50万円問題なのですけれども、先ほど、資料の2-2の19ページで提案という形でまとめておられるのですが、1億円要件の段階的な緩和と、比較的モデストな提案になっているのですが、なぜ、これが5億円、10億円になると問題になるのかというのが、今ひとつ私は分からなくて、提案として、5億、10億ということをお話できないのはなぜなのかなというところと、投資家に関しては50万円の上限を緩和する、これは当然のことだと思うので、ちょっと50万円というのは、多分それなりのことを考えている人にとっては、手間だけでやっていられないような額でもあると思うので、これは当然緩和すべきだと思います。

それで、ちょっとその点について質問なのですが、米国では資産なり年収に応じてということなのですが、これは、実際に購入のとき何か証明書を出すのですか、それともこれは、自己申告でいいのかという点を、ちょっとお聞きしたいと思います。

○高橋座長 竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 御説明をいただきまして、ありがとうございます。

私自身もスタートアップを設立した立場で、エネルギー周りのスタートアップを応援するスタートアップをやっているのですが、よくこういう資金調達周りはお話することがございまして、その観点からお伺いをしたいのですけれども、いただいた株式投資型のクラウドファンディング等も、これはどんどん選択肢として、もう少し使いやすくすべきではないかなと、1億円ですとか50万円は、やるほうも、やられるほうも小さいという感じを持たざるを得ない金額かなと思うので、もう少し使い勝手をよくする選択肢を増やすということが必要かなと思います。

ただ、その観点で、もう少しこういった話を具体的に進めるために、クラウドファンディング型を望まれる方がスタートアップの中にどれくらいおられるのだろうと、やはりそのスタートアップは、人的なリソースの制約がすごく強くて、toCのベンチャーさんが、スタートアップさんが、ある意味プロモーションも兼ねてクラウドファンディング的な形でおやりになるというのは、これは理にかなっているところがあるかと思うのですけれど

も、多くのtoCでは特にない場合などには、その多くの投資家さんと広くつき合っている、向かい合う余裕はないのだというようなことで、一定程度、VCさんとかからぼんと入れていただくとか、金融機関からまとまったという形のほうが、ある意味人的リソースをそこに割かなくて済むというようなところが非常に大きいのではないかなと、こういうクラウドファンディング型の資金調達に対するニーズというのが、そもそも、これぐらいあるというようなところが、もし、定量的に評価ができていようであれば、ちょっと御教示をいただきたいと思います。

以上です。

○高橋座長 どうぞ。

○武井座長代理 シンプルな各論の質問は2点です。まず、シンジケート型は投資運用業を取ればできるのでしょうかというのが質問の1つ目です。

2点目の質問は、非公開会社の株の取扱いに関してですが、この点について証券会社側から改正要望が出ているということを知ったことがありますでしょうか、あるいは証券会社側も腰が引けているのかというのが、シンプルな各論の質問2点です。

その上で、各論でない話を少し申し上げますと、まずこの話は1億の点にしる50万の点にしる、もともと5、6年前に作った数値が固定値で基準が作られているから、ずっと変わっていないという話なわけですね。そして当初作ったときには、世の中でどういう現象なり被害が起きるか分からないから、まずは小さく見ましようということで始めたのでしょ。そして、1回固定値を作ってしまうと、なかなかその後の時代の流れに沿ったものにならないというのをどうしますかと。さきほどの佐久間さんから、もっと大きくというご指摘もありましたけれども、毎回毎回固定値でやるのか、それともどういうふうにして世の中の流れに対して柔軟性のある形にこういったものを作るのか。この話はそうした論点の一種になるのだと思います。

その中で、先ほど岩下先生がおっしゃった点とも関連しますけれども、この手の規律・規制は、どういうふうにして被害を防ぐのかという話が、まずは根本にあるわけで、この数値基準にしる、さきほどの株主コミュニティの点にしる、全部、何か被害が起きるかもしれないという懸念があるから、どうしても小さくなってしまっていると。その懸念を根本的にどういう仕組みを構築すれば解けるのか、そういう点までケアした提案までして初めて、各論のところに行き着いて、通知をどうするかいろいろシンジケートをどうするか、そういう話になるのかなと思います。

仕組みの選択肢としてはたとえば大きく2つあると思います。1つめが、投資を受ける側の透明性の向上です。情報の開示というか、まだ上場していないので透明性はまだないわけですがけれども、それでも、ネット等の電子媒体を使うことによって、いろいろな透明性が高まるのではないかと。そういうネットの特性を踏まえて、ネットが持っている情報の透明性の属性をどう活かしていくのかという話にどう絡ませて、懸念をどう消すのかというところの提言も一緒に考えたほうがよいというのが1点めです。

二つめの仕組みが仲介業者のありかたです。中間に立つ人、これは、今日の話だと、証券会社という話と、あと、このシンジケートとかですと機関投資家とか、そういう中間に入る人を規律することで、どうやって個人の方々にリスクが広く行き渡らないようにするか。中間に誰をどういうふうに入れるかと、あと、その中間の人をどう管理監督するかという話とか。

こうした2つの仕組みの組み合わせの中で、個人の方などがいろいろな被害を受けることをどうやって防ぐのか。そういう話になってくるのかなと思います。そういう総論的なところまで含めて議論を整理したほうがよいのではないかと思う次第です。

質問は、各論の最初の2つです。

○高橋座長 では、とりあえず、以上のところで回答をいただければと思います。

○新経済連盟（藤井政策担当） それでは、新経済連盟のほうからお答えさせていただきます。御質問を多数いただきまして、本当にありがとうございます。

では、最初に、岩下先生からいただいた質問に、順番にお答えさせていただきます。

ここは、ICOの反省をどう生かすのかということで、我々としても、まさに岩下先生のおっしゃるとおりかなと思っていて、ICOが非常に問題のあるものもあったということで、それを反省をして、岩下先生も主導されたかと思うのですけれども、STOという制度、つまり、金商法の中に取り込んで、必要な規制を行っていくというルールを作って、そのルールの中でやってもらいましょうというのが、まさにSTOという制度ができたゆえんであると思っておりまして、我々もその方向性といいますか、ルールを作っていただくということについては賛成でございます。

我々が申し上げたいのは、ルールをなくしてくださいということでは全くございませんで、当然ルールを守りながらやっていると、投資家を保護しながらやると。ただ、そのルールが余りに厳し過ぎて、実際に使われないということになってしまうと、それはスタートアップの資金供給という観点からも非常に残念というか、新たな手段を潰してしまうということになってしまう懸念がありますので、そこはバランスというものを取りながらやっていただきたいということを申し上げているということで、先生と方向性としては同じものと、私どもは考えております。

あとは、いわゆる準富裕層みたいな方が、ネットで見ると投資をするということ、株式投資型クラウドファンディングの話ですけれども、こういった方も、いわゆる情報開示というものが非常に重要なことだと思っております。今でも、もちろんルールはあるのですが、しっかり投資家の方に情報を公開していただいた上で投資をしていただくと。

かつ準富裕層の方は、天井なしで投資してくださいという意味ではございませんので、50万円というのは少し少ないかなと正直感じておりますが、そこをある程度資産に応じて緩和をしながら、ただ、もちろんある程度の上限というのは、当然、しかるべきかと思っておりますので、そのルールの中で、また、情報をしっかり開示しながら投資をしていただければと思っております。

岩下先生のものについては、以上でございます。

次に、佐久間先生のところで、こちらはどちらかと応援のコメントという形に近いのかもしれないけれども、1億円のところを、5億円、10億円でもいいのではないかとということであるとか、50万円よりもっと多くてもいいのではないかとということ、ここは我々としても、もちろん気持ちとしては、もっと5億、10億というところでも言いたいところも、もちろんあるのですが、そこは、段階的な引き上げというところは、一応、市場に与える影響といいますか、ルールとしては、本当かなというところで提案をしておりますが、実際にどこまで上げるべきかというのは、様々な議論が今後尽くされるべきであると思っております。

また、米国のほうで、資産に応じてというところで、証明書を出しているのかどうかというのは、今こちらのほうで手持ちございませんので、そこはまた調査をさせていただきたいと思っております。

次に、竹内先生からいただいた質問でございますけれども、スタートアップ企業がクラウドファンディングの形態でお金を調達したいというニーズについてですが定量的となると、難しいところもあるのですが、今、先生おっしゃれたように、確かにBtoC型でCの方、一般消費者の方とコミュニティみたいなものを作るような形で、ファンになっていただくみたいな形で、お金を入れていただくということは、まず非常にニーズがあります。

それ以外にも、スタートアップ企業側からすると、余りベンチャーキャピタルからばかりお金を入れたくないという、実際、そういう企業さんもいらっしゃる、というのもベンチャーキャピタルさんからお金を入れてしまうと、その事業をある程度支配されてしまうというか、非常にやりにくいというところもあります。また、銀行からの借入れということだと、返さないといけないというのがありますので、選択肢としてクラウドファンディングが追加されるということによって、スタートアップ企業からすると、非常に助かると思いますか、役立つと考えているところでございます。

武井先生から頂戴した質問で、シンジケート型は、投資運用業を取ればできるのですかということ、ここは金融庁様に確認をいただいたほうがいいのかとは思っておりますけれども、投資運用があればできると認識しております。

また、非公開株の取扱い、証券会社の側からは何かニーズがあるのですかという話なのですが、こちらは、日証協さんにおいて検討はされているような、あるいは証券会社側でも、会社さんによっても違うと思いますが、そういった要望というか、希望を持っていらっしゃるようなところもあるやに、私どもとしては聞いております。

質問としては、以上かと思えます。

どうもありがとうございました。

○高橋座長 ありがとうございました。

ほかに、どうぞ。

○新経済連盟（小木曾政策部長） 実は、私、こういう話をすると、今までは、そもそも

議論をすること自体がいけないと言われて、その先に進まないのですが、大分世の中が変わってきて、制度設計論の話に移ってきたなど。ゼロイチの議論ではなくて制度の作り方だと思っていて、今回、我々が十分お答えにたどり着けている部分と、たどり着けない部分があるということなので、さらに、今日御指摘を伺ったところは、もう一回整理をして提示をさせていただきたいと思います。

まさに、被害を防止する懸念対策として、どういうことが言えるのかというところとセットで提案をしないと、どの額が適正かという議論になかなか行き着かないと、要望があるのはよく分かると、ただ、どういう制度があるかと、まさに単純な規制緩和の時代から規制改革、制度を作ってくという時代を、まさに御指摘をいただいたということなので、それに対して、引き続き、これをぜひ議題としていただいて、我々は補足するデータ、資料を出していきますので、ぜひ議論を引き続きさせていただければと思います。

また、佐久間さんに、もっと要望を大胆にしたらどうかということで、御支援をいただいたということで、ありがとうございます。

○高橋座長 大塚副大臣、お願いします。

○大塚副大臣 同じ路線なのですけれども、先ほどのお答えの中で、上限はあってしかるべきという前提があったのですけれども、今の制度設計をどうするかという話との見合いで、必ずしも上限があるかどうかというのは、結果論にすぎないのではないかと思います。まして、武井委員がおっしゃったみたいに、どうやってリスクを低減する仕組みをつくれるかと、その制度をしっかりと組めば、逆に上限などはなくてもいいということになるだろうと思いますので、そのところを少し深掘りしていただければと、御指摘のあった、例えばシンジケート型みたいなものも、これも武井委員が指摘されたことですが、中間に入る人がいることによって、情報の非対称性を低減するということにもつながってくる、その辺を少し深掘りしていただけるといいかなと思ったところです。

もう一点、増島委員に少しだけ御質問したいのですけれども、セカンダリーが足りないと、存在しないと、全くそのとおりだと思っているのですけれども、そのときに、制度補完性という話もされていましたが、できればベンチャーには長期投資を誘引していきたいのだと思うのですけれども、セカンダリーを作ることによって、早期回収のインセンティブにもなってしまいますし、そこの関係、セカンダリーを充実させると、むしろ長期にお金を張りつけておくというお金が減ってしまう、どちらかという、ショートサイトで回収しようというインセンティブになりはしないかなという懸念もあるのですけれども、その辺についてのお考えがあれば、教えていただきたいと思います。

○高橋座長 では、増島委員、お願いします。

○増島委員 ありがとうございます。

スタートアップ投資は、長期でやるべきだというのは、基本的にはおっしゃるとおりでございます。比較的ペイシメントなお金が入る必要があると思っています。他方でそんな超ハイリスクで長期などというお金はあるのですかという話があると思っ

います。ベンチャーキャピタルは、基本的には、ファンド期間は10年あるのですけれども、そのお金というのは、また金融機関から出ているという形になっておりまして、今のVCの振る舞いはそうしたスポンサーの意向、又は10年以上のハイリスク投資に対する制度的なディスインセンティブがあるということだと思います。またベンチャーキャピタルのビジネスモデルとしては、マネジメントフィーで日銭を稼ぐというところがあるものですが、マネジメントフィーは、初めの5年だけ多くもらえる仕組みになっているのです。

こういうモデルになっているとすると、彼らは早く上がって、どんどんファンドを作っていくということでない、ビジネスにならないということになります。このベンチャーキャピタルの早上がりへのモチベーションの構造が、株主としてスタートアップにプレッシャーをかける形になり、結局、小さい上がりのスタートアップしか作らないわけです。この現状をどうにかしなくてはいけないのではないのですかという問いが、先にあるわけでございまして、何か長期の、彼らにそんな短いことは禁止だと言って、とにかく長くしろと。ベンチャーキャピタルのに投資する機関投資家にも、短いことを言うなど、そういう話をするという、こういう規制強化をすることで、そういうことがもしできるのであれば、それはそれでいいのかもしれないのですけれども、恐らく、そういうことではないのかという感じがしているというのが1点。

2点目として、セカンダリーができましたとなったときに、すごく株がびゅんびゅん飛んでいくような、そういうサブ上場マーケットみたいなものができるかという、そういうことでは、そもそもございません。スタートアップ自身の調達というのは、ラウンドで組んでいて、18か月から24か月に一度、A、B、C、Dと優先株を発行して徐々に時価総額を上げる形で組んでいく、段階的投資という手法が世界的にとられています。これは投資家からすればリスク管理のため、発行会社からすればエクイティの節約になるので、段階的投資がウィンウィンだからであります。こういうような実務でやっていく中で、投資家がポートフォリオ調整として株を売るとというのが、現状、世界ではそうなっているということがあります。逆に、これを開くことによって、なぜ日本だけが世界と違って、短期で、ばんばん売られると、こういう状態になると想定をした上で議論をしなければいけないのかと、多分、こういうお答えになるのだと思います。

○高橋座長 では、夏野委員、落合委員、続けてお願いします。

○夏野委員 今のお話の中で、やはり日本のベンチャー業界、私もずっとベンチャー業界で生きている人間として、今、個人金融資産を持っている人で、個人金融資産、密接には80%以上、60以上という中で、結局食い物にされてしまうというリスクを、どういうふう、いわゆる個人投資家が食い物にされてしまうというリスクをどういう制御するかというのを、先ほど小木曾さんのコメントがありましたけれども、セットにして出していたかないと、多分、緩和の議論だけでは、ちょっと恐ろし過ぎて進まないと思うのです。

実際、今、マザーズで起こっていることも、かなり個人投資家に、結局、責任を押し付けているようなところが、もう現実としてあって、例えば、まず、仲介者が入ってファン



ドみたいなものを作ってというのも、今すごい問題になっているのは、いざ上場するとなると、ベンチャーキャピタルと証券会社が、個人投資家に対してだけロックアップを要求するというのが、まかり通ってしまっているのです。

そうすると、それは1つの例なのですけれども、あらゆる意味で、新規調達するときに、結局ベンチャーキャピタルあるいは大口と投資家が値段を、バリエーションを維持するためだけに、こういうクラウドファンディング的なことをやって、そこで株価がついたから、とりあえず行けるとか、先日のオリガミの話もありましたけれども、あれは直前の投資まで400億ぐらいの時価総額でやっていたのですが、恐らく取引では、100分の1以下なのではないかと想定されていますけれども、そういうことが本当に一般投資家を巻き込んでも、それを悪用する人が出てきにくい仕組みというのが、本当にできるのかというところは、ぜひ、より真剣に提案していただければと思います。

○落合専門委員 では、私も2点ほど伺えればと思います。

ぜひ、こういう資金調達の手段、いい形の制度を整備していけると、ベンチャー業界もそうですし、全体として非常にいいのだらうと思います。

ただ、他方で、やはり岩下先生もおっしゃられたように、ICOの失敗ということもありますので、どういう形で進めていけば、最終的に事故が起こらないような形、少なくとも多発はしないような形というのが設計できるのかというのは、非常に重要な視点なのだろうと思います。

そういった中で、1つ考えられるのが、ICOの場合は誰も規制をする主体がいなかった。特に、ほとんど無規制の状態で行われていたということがあると思っています。逆に、今、議論していただいている中で、例えば、証券会社を入れたりですとか、もしくはクラウドファンディングの事業者を入れたりということで、ある種、一定程度第三者の目を入れて情報開示もしていくということがあると思っています。

そういう意味では、昨今デジタル時代におけるガバナンスをどういうふうにしていくかという議論とも関連性があると思います。これは1つの事業者だけではなくて、マーケットの構造でどう捉えていくのかということもあると思うので、ぜひ、そういった点も含めて今後とも御検討いただければと思っています。ただ、もし、今の時点で、こういうことをできるので、一定程度配慮ができていられると思われるところがあれば、教えていただければと思います。

あと、各論に入るのですけれども、株主コミュニティ制度についてもお話をいただきました。そして、これのクラウドファンディングの事業者への解禁というお話もあったと思います。

ただ、他方で現実の状況として、このコミュニティ制度は、それほど使われていないという認識ですので、この要因がどこにあるのかというのを分析して、コミュニティ制度自体を見直した上で解禁していかないと、そもそも余り使われないのではないかと、こういう懸念もあるところだと思っています。

その意味では、その部分も、現在、どういうふうに懸念として捉えられていることがあるかというのを教えていただければと。

もう一点が、増島先生のほうから、勧誘ベースから購入人数ベースにというお話があって、これも最終的にそういう方向にしていければいいのかなと思います。ただ、恐らく、ここでリスクの分析というのをどのように捉えるのかということがあるのかなと思っています。ここの整理がつかないと金融庁も、法改正だとか制度改正に行かないのではないかと思いますので、ある種、勧誘人数ベースが、購入人数ベースに変わるときに、こういう方法を対策として取れば、リスクとしては十分制限ができるのではないかという整理をされておられましたら、ぜひ教えていただければと思います。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

私も1点だけ、増島先生にちょっとお伺いしたいのですが、御提言は、やはり全体として抜本的に見直していくことが必要だということだと思いますが、それでも全体をやると非常に時間かかるわけで、優先順位をつけるということができるのかどうか。そうだとすれば、どれからやるべきなのか、その辺もお伺いできればと思います。よろしくお願ひします。

○増島専門委員/ ありがとうございます。

投資家が食物にされるのではないかという話との関係で、夏野委員からいただきましたけれども、これは透明性がないからなのだと、こういう話があるというのが1つと、あと業者にモラルがないからという話が、そこにありますということになっています。

インターネットで行っているクラウドファンディング業者というのは、インターネットのビジネスですので、むしろユーザーファーストでサービスを実際に作っている状況でございます。これは、我々が御支援をさせていただいている会社が、みんなそうやられているという現状があって、インターネットのビジネスというのは、そうやらないと成り立たない。これは、先生が一番よく御存じだと思いますけれども、そういうものになっているというのが1つ。

もう一つ、証券会社さん自身が、今、金融庁から言われているフィデューシャリー・デューティーというのをちゃんとやりなさいと、こういうことになっているという話があるというのが1つです。

御指摘に関して申し上げますと、何かおかしいことがやられるかもしれないので、そもそもやらせないというのが本当に正しいのか、やらせた上で弊害の部分について、我々、証券会社なり何なりを規制していただくのは、一向に構わないと思っていますので、そこをむしろやると、こういうことにしていただくのが筋なのではないかと思っていますというのが、もう1点でございます。

あと、落合委員からいただきましたけれども、幾つかいただきましたなかで、今の株主コミュニティというのは、御案内のとおり、グリーンシートの後継という形で入っており

まして、やっているのは、地方の証券会社の方々が、顧客企業の事業承継みたいなきに株を移すと、こういうニーズでしかやっておりませんで、その意味ではほとんど機能していないというのが現状であります。

これを機能させるために、インターネットを使って制度をもっとうまく使えるようにするべきなのではないかというのが、今、スタートアップが考えていることであると承知をしております。新規の参入が出てくれば、今の制度をもっとうまく使うことができる人たちというのは出てくるのではないかと、こう期待をしているということでもあります。

購入ベースに関して、そのもののリスクがあるのかという話ですが、これはSECの当時の議論を見ていただきますと、非常に面白いわけですが、今まで彼らも、USも声かけで整理をしていたときに、これに対して出てきた主張として、声をかけられたとしても、その人が買えないとすれば、一体そこに何のリスクがあるのかと、こういうアジェンダが出ていて、これが、比較的説得力があったということでもあります。

アクレディテッド・インベスターであること、要するに資産が1億円以上あることとこのを確認すると、こういうプロセスを間にかませることによって、その要件を満たさない人には、そもそも買えないということになれば、声をかけること自身によって、お金のない人、リスク耐性のない人に一体何のリスクがあるのかと、こういうところをよく考えていただきたいということでございます。

最後、座長からいただきました、大きなテーマというのは、おっしゃるとおりでございます。ただ、小さいものをやると何が起こるかということ、まさにクラウドファンディングがそうだったわけですが、まずは小さくやりましょうと大体言うのです。それで、小さくやると、それが固定してしまいます。小さいので当然のことながらスケールせず、その結果、利用者が少なかったり参入する事業者が少なかったりするわけですが、それを見て、これは使われないではないかとか言われるわけです。そして大きくしてくださいということをお願いすると、こんなに小さいのだからニーズなんてないんじゃないか、本当にニーズがあることを証明せよとかいって、証明するためには大きくできる必要があるのにそれができないので証明できない、その結果、結局やってくれないという、いつもの罠にはまるという感じがしてまして、この手は食らわないぞと、こういう感じがしていません。

要するに、規制を小さく開けることによって、そっちに誘導されて、結局やらないという状態を作られてしまうと、こういうことになるということでもあります。

金融庁のやっていただいた今までの中だと、例えば、決済の話というのは、まず、大きく決済についてどうするのだという議論を場としまして、そこで大きな青写真を描きました。

描いた青写真の中から、できるやつを少しずつやっていこうと言って、3年銀行法を連続で改正していると、こういうことをやっていっているわけですが、まずは青写真をぼんと打っていただいた上でであれば、できるものからどんどんやっとうと、こうい

うことでやっていただいてもいいのだと思っております。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

ほかによろしゅうございますか。

どうぞ。

○新経済連盟（小木曾政策部長） 増島先生と重なる話でもありますが、皆さんが言われたことで、再度、私、最初の冒頭に規制手法の見直しで、これはチャレンジングだと言ったのは、まさにそのところで、実はちょっと悪い言葉で言うと、パターンリズムみたいなところの規制の在り方を、金融庁の言葉でいうと自由構造化していくかということで、例えば、先ほど増島先生がおっしゃっていたアメリカの例というのは、多分、相手側の属性に応じて規制手法を変えていくということだと思っております。今の一律というよりは、リスクを細分化して、それに適切な打ち手は何なのかということをやっていくということで、全体の最適解を求めていくということだと思っております。

我々の今日の提案が、それを満たしているかどうかというのはちょっと脇におきまして、引き続き規制改革会議の事務局様ともお話をさせていただいて、いろいろデータをそろえまして、議論を引き続きさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、時間ももうなくなっておりますので、本件の議論はここまでにさせていただきます。

私なりにまとめさせていただきますと、株式型クラウドファンディングの金額上限の規制等の緩和、それから、証券会社における非上場株式の取扱い、それから、インターネットでの非上場株式の募集を可能とするための私募に関する声掛け規制やプロ私募の要件、こういった点であったかと思っております。

以上に関して、今後、金融庁など関係各省に話を聞いて、議論を深めてまいりたいと思っております。それでは、説明者の皆様、どうもありがとうございました。ここで御退出いただいて結構でございます。

それから、増島専門員は、席にお戻りいただきたいと思っております。

○高橋座長 済みません、もう一つ議題がありますので、それをちょっと片付けたいと思っております。時間超過して、済みません。

（新経済連盟 退室）

（増島専門委員 移動）

○高橋座長 続きまして、議題の3、規制改革ホットラインの処理方針について議論を行いたいと思っております。

では、事務局、御説明をお願いします。

昨年12月2日の規制改革推進会議第2回の会合で規制改革ホットラインの運営方針が決定されまして、規制改革ホットラインで受け付けた点につきましては、所管省庁に検討を

要請し、その回答結果を踏まえ、各ワーキング・グループにおいて処理方針を決定するということとされております。

今回、平成31年の2月5日から令和元年の7月3日までに、規制改革ホットラインに提出された提案のうち、平成31年3月31日から令和元年10月23日までに各省庁より回答があった提案につきまして、資料3のとおり処理方針案を作成いたしましたので、こちらについて、本ワーキング・グループにおいて御決定いただきたいと考えております。

なお、この処理方針案につきましては、事務局より事前にメールで委員、専門委員の皆様にご確認いただいた内容となっております。資料3のとおり公表されますのは、◎、○、△のついたものとなっております。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明及び資料3の規制改革ホットラインの処理方針、これについて何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、規制改革ホットライン処理方針については、資料3のとおり決定いたします。

では、本日の会議は以上といたします。

最後に、事務局で連絡事項があれば、お願いします。

○小室参事官 次回ワーキング・グループにつきましては、事務局より追って御連絡申し上げます。

○高橋座長 それでは、これにて会議を終了します。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

委員の方におかれましては、もう少しお時間を頂戴して、連絡事項ございますので、そのまま、時間のある方はお持ちいただければと思います。

傍聴にお越しの各府省の方は、ここで御退室をいただきたいと思います。